

## 厚別水再生プラザほか4施設清掃業務 仕様書

(令和6・7・8・9年度共通)

### 1 清掃対象及び面積等

- (1) 所在地： 札幌市厚別区厚別町山本645番地18 厚別水再生プラザ  
野津幌川雨水ポンプ場（無人）  
札幌市白石区川北4条1丁目1番1号 川北中継ポンプ場（無人）  
札幌市厚別区厚別西770番地 厚別川雨水ポンプ場（無人）  
札幌市厚別区厚別町山本1073番地 汚水調整池
- (2) 面積等：通常清掃、床磨き、剥離作業、窓ガラス及び窓枠の清掃面積については、別添面積表のとおり。
- (3) ごみ排出量：一般ごみ 10 kg/月程度、 資源化ごみ 50 kg/月程度

### 2 通常清掃

#### (1) 作業内容

別添通常清掃作業内容のとおり。

#### (2) 清掃回数及び作業時間帯

- ①作業回数は、別添面積表のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までの年末年始期間（以下「土曜日等」とする。）は除く。
- ②作業時間帯は原則として、職員の執務時間帯とする。
- ③なお、2週間に5回の清掃箇所は隔日を原則として月水金火木のパターンで実施する。

#### (3) 安全対策

作業の実施にあたっては事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

### 3 床磨き清掃

#### (1) 作業内容

##### ①弾性床材

床洗浄・・・適正洗剤を用いて汚れを完全に除去する。

剥離作業の指定のある場所については、剥離剤を用いること。

剥離作業場所については、作業前に委託者に確認すること。

作業後、水拭きを十分に行う。

樹脂ワックス仕上げ・・・樹脂ワックスを用いて、3回以上重ね塗布する。

フリーアクセス床には、帯電防止用ワックスを使用する。

##### ②カーペット

床洗浄・・・カーペット専用の適正洗剤を用いて汚れを完全に除去する。

カーペット専用の掃除機を使用すること。

洗剤等の使用にあたっては、変色・変質をきたさないよう十分研究し、事前に委託者の承諾を受けること。

(2) 清掃回数及び作業時間帯

①清掃回数は、別添面積表のとおりとする。時期は、委託者の指示に従うこと。

②作業時間帯は、原則として職員の執務時間内とする。

(3) 安全対策

①作業の実施にあたっては事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

②作業中は、立ち入り禁止などの表示をすること。

③電気室等、危険な箇所での作業にあたっては、必ず担当職員の立会及び指示を受けること。

4 窓ガラス清掃

(1) 作業内容

①窓ガラス清掃は、ガラス内外面のほこり等の汚れを洗剤で除去し磨きあげる。

②窓枠の清掃は、窓枠内外面のほこり等の汚れを洗剤で除去し磨きあげる。

③その他、上記①～②に付帯する業務

(2) 清掃回数及び作業時間帯

①清掃回数は、年1回とする。

②作業の実施は、原則として職員の執務時間内とする。

(3) 安全対策

①作業の実施にあたっては事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

②電気室等、危険な箇所での作業にあたっては、必ず担当職員の立会及び指示を受けること。

## 通常清掃 作業内容（厚別水再生プラザ）

作業箇所	作業内容	説明	作業回数
1 玄関及びホール ロビー	掃き・拭き清掃  間仕切り等清掃 金属磨き マット清掃 ちり払い	1 ほうき及び化学処理モップを用いて床の土、砂、ほこりを取り除く。 2 床の汚れが激しい時は、水拭き又は中性洗剤で拭き取る。 3 出入口の扉、ガラス及び間仕切りガラスを拭きあげる。 4 金属部分の汚れを除き、磨きあげる。 5 床マットの土、砂、ほこりを取り除く。 6 窓枠、置物等のちり払い。	面積表のとおり
2 共通使用廊下 共通使用階段	掃き・拭き清掃  手摺拭き ちり払い 金属みがき	1 ほうき及び化学処理モップを用いて床の土、砂、ほこりを取り除く。 2 汚れの激しい箇所は、水拭き又は中性洗剤で拭き取る。 3 手摺の拭き掃除をする。 4 扉のちり払い。 5 金属部分の汚れを除き、磨きあげる。	面積表のとおり
3 各階トイレ	掃き・拭き清掃  紙屑処理 拭き清掃 衛生器具清掃 洗面台等清掃 金属磨き 汚物処理 衛生消耗品補給	1 床の掃き掃除を行う。 2 床を水拭きする。また、汚れの激しいところは、中性洗剤で拭きとる。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 扉・間仕切りの拭き掃除をする。 5 衛生陶器類を適正洗剤で洗浄する。 6 洗面台を清掃し、鏡を磨きあげる。 7 金属部分の汚れを除き、磨きあげる。 8 汚物を搬出処理する。 9 トイレットペーパー、水石けん等を補給する。	面積表のとおり
4 各階給湯室	掃き・拭き清掃  紙屑処理 茶がら処理 流し台等清掃 金属磨き	1 床の掃き掃除を行う。 2 床を水拭きする。また、汚れの激しいところは、中性洗剤で拭きとる。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 茶がらを処理し、容器を洗浄する。 5 流し台とその周辺を清掃する。 6 金属部分の汚れを除き、磨きあげる。	面積表のとおり
5 風呂、脱衣室 シャワー室	掃き・拭き清掃  紙屑処理 拭き清掃 浴槽清掃 洗面台等清掃 金属磨き	1 脱衣室床の掃き掃除を行う。 2 洗い場床を清掃する。また、汚れの激しいところは、中性洗剤で拭きとる。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 扉・間仕切りの拭き掃除をする。 5 浴槽を適正洗剤で洗浄する。 6 洗面台を清掃し、鏡を磨きあげる。 7 金属部分の汚れを除き、磨きあげる。	面積表のとおり

作業箇所	作業内容	説明	作業回数
6 事務室 応接室 ロッカー室 休憩室 宿直室 製図室	掃き・拭き清掃  紙屑処理 ちり払い 拭き清掃	1 ほうき及び化学処理モップを用いて土、砂、ほこりを取り除く。 2 床の汚れが激しい時は、水拭き又は中性洗剤で拭き取る。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 窓枠、ブラインド等の除塵を行う。 5 扉、間仕切り、ガラス、金属部分等を拭きあげる。	面積表のとおり
7 会議室 水質試験室	掃き・拭き清掃  紙屑処理 ちり払い 拭き清掃	1 ほうき及び化学処理モップを用いて土、砂、ほこりを取り除く。 2 床の汚れが激しい時は、水拭き又は中性洗剤で拭き取る。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 窓枠、ブラインド等の除塵を行う。 5 扉、間仕切り、ガラス、金属部分等を拭きあげる。	面積表のとおり
<p>〈作業方法〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 上記の作業内容以外であっても、随時庁舎の内外を巡回し、特に汚れが目立つところの清掃を実施し、常に清潔な状態を維持しなければならない。</li> <li>2 床材及び壁材等は、多種にわたる材料を使用しているため、これらに適合した清掃方法によること。</li> <li>3 回収した空き缶は回収箱に投入すること。</li> <li>4 事務室内の紙屑入れの内容物処理については、週5回行うこと。</li> </ol>			

## 通常清掃 作業内容（無人3ポンプ場及び汚水調整池共通）

作業箇所	作業内容	説 明	作業回数
1 トイレ	掃き・拭き清掃  紙屑処理 拭き清掃 衛生器具清掃 洗面台等清掃 金属磨き 汚物処理 衛生消耗品補給	1 床の掃き掃除を行う。 2 床を水拭きする。また、汚れの激しいところは、中性洗剤で拭きとる。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 扉・間仕切りの拭き掃除をする。 5 衛生陶器類を適正洗剤で洗浄する。 6 洗面台を清掃し、鏡を磨きあげる。 7 金属部分の汚れを除き、磨きあげる。 8 汚物を搬出処理する。 9 トイレットペーパー、水石けん等を補給する。	1回/3月
2 給湯室	掃き・拭き清掃  紙屑処理 茶がら処理 流し台等清掃 金属磨き	1 床の掃き掃除を行う。 2 床を水拭きする。また、汚れの激しいところは、中性洗剤で拭きとる。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 茶がらを処理し、容器を洗浄する。 5 流し台とその周辺を清掃する。 6 金属部分の汚れを除き、磨きあげる。	1回/3月
3 宿直室 管理室	掃き・拭き清掃  紙屑処理 ちり払い 拭き清掃	1 ほうき及び化学処理モップを用いて土、砂、ほこりを取り除く。 2 床の汚れが激しい時は、水拭き又は中性洗剤で拭き取る。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 窓枠、ブラインド等の除塵を行う。 5 扉、間仕切り、ガラス、金属部分等を拭きあげる。	1回/3月
〈作業方法〉 1 上記の作業内容以外であっても、随時庁舎の内外を巡回し、特に汚れが目立つところの清掃を実施し、常に清潔な状態を維持しなければならない。 2 床材及び壁材等は、多種にわたる材料を使用しているため、これらに適合した清掃方法によること。 3 回収した空き缶は回収箱に投入すること。			

清掃対象面積表

施設名:厚別水再生プラザ

区分	施設名	清掃箇所	対象面積 ㎡	日常清掃				定期清掃					窓ガラス清掃(1回/年)						
				日単位		週単位		月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーベ ット	剥離洗 浄	低所分	低所分	高所分	高所分	
				1回/日	0.5回/日	1回/週	0.5回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年	ガラス 片面積	枠 片面積	ガラス 片面積	枠 両面積	
玄関及びホール	1F	風除室、ポーチ	69.3		69.3														
	"	玄関、ホール	125.3		125.3				106.4						33.5	26.8			
事務室・会議室	1F	事務室	205.0		205.0				195.3						22.3	17.8			
	"	会議室	85.9			85.9			81.6						0.8	0.6			
	"	書庫①	36.4			36.4			32.3						3.4	2.7			
	"	書庫②	25.2			25.2			20.9										
	"	Aロッカー室	63.7		63.7				47.5						0.9	0.7			
	"	Bロッカー室	44.6			44.6			33.6						0.5	0.4			
	"	水質試験室 細菌試験室	262.4			262.4			202.6						7.1	5.7			
	"	木工室													1.5	1.2			
	2F	倉庫													1.4	1.1			
	"	中央監視室										214.9			17.6	14.1			
	"	制御盤室										152.9			9.8	7.8			
	"	休憩室	5.8		5.8				5.8						2.1	1.7			
	"	休憩室	27.3		27.3				8.5						1.4	1.1			
	"	資料室	13.9		13.9							11.8			1.4	1.1			
	"	ロッカー室	28.3		28.3				19.7						0.5	0.4			
	"	乾燥室	21.2		21.2										0.5	0.4			
廊下	1F	廊下	162.4		162.4				143.6						7.0	5.6			
	2F	廊下	129.9		129.9				120.7						7.2	5.8			
	"	共通使用廊下	22.5		22.5														
トイレ	1F	トイレ	50.1	50.1											0.8	0.6			
	2F	トイレ	26.8	26.8											0.4	0.3			
給湯室	1F	給湯室	4.7	4.7															
	2F	給湯室	5.8	5.8															
階段	1F	A階段	15.6		15.6				13.5										
浴室	2F	浴室	37.2	37.2											4.5	3.6			
小計			1469.3	124.6	890.2	454.5	0.0	0.0	0.0	1032.0	0.0	367.8	11.8	0.0	124.6	99.5	0.0	0.0	

施設名:野幌川雨水ポンプ場

区分	施設名	清掃箇所	対象面積 ㎡	日常清掃				定期清掃					窓ガラス清掃(1回/年)						
				日単位		週単位		月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーベ ット	剥離洗 浄	低所分	低所分	高所分	高所分	
				1回/日	0.5回/日	1回/週	1回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年	ガラス 片面積	枠 片面積	ガラス 片面積	枠 両面積	
玄関及びホール	1F	玄関、ホール							3.0						2.2	1.8			
事務室・会議室	1F	監視室							236.8						44.6	35.7			
	"	管理室							22.7						5.9	4.7			
	"	受変電室												7.2	5.8				
	"	宿直室	16.2				16.2	0.9						7.9	6.3				
廊下	1F	廊下						71.5						2.8	2.2				
トイレ	1F	トイレ	5.8				5.8												
給湯室	1F	給湯室	4.8				4.8	3.4						1.9	1.5				
階段	2F	階段						62.3											
	PH	階段(1F)						5.7						1.4	1.1				
	"	階段(2F)						5.7						1.4	1.1				
小計			26.8	0.0	0.0	0.0	0.0	26.8	412.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.3	60.2	0.0	0.0	

施設名:川北中継ポンプ場

区分	施設名	清掃箇所	対象面積 ㎡	日常清掃					定期清掃					窓ガラス清掃(1回/年)					
				日単位		週単位		月単位	樹脂ワックス(三層塗り)		帯電防止ワックス(三層塗り)		カーペット	剥離洗浄	低所分	低所分	高所分	高所分	
				1回/日	0.5回/日	1回/週	1回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年	ガラス片面積	枠片面積	ガラス片面積	枠両面積	
玄関及びホール	1F	玄関、ホール														0.6	0.5		
事務室・会議室	1F	操作室							29.3							1.6	1.3		
	"	電気室														2.2	1.8		
	"	宿直室	10.9					10.9								3.0	2.4		
トイレ	1F	トイレ	5.7					5.7											
給湯室	1F	給湯室	7.1					7.1	5.7										
小計			23.7	0.0	0.0	0.0	0.0	23.7	35.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.4	6.0	0.0	0.0

施設名:厚別川雨水ポンプ場





区分	施設名	清掃箇所	対象面積 ㎡	日常清掃					定期清掃					窓ガラス清掃(1回/年)					
				日単位		週単位		月単位	樹脂ワックス(三層塗り)		帯電防止ワックス(三層塗り)		カーペット	剥離洗浄	低所分	低所分	高所分	高所分	
				1回/日	0.5回/日	1回/週	1回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年	ガラス片面積	枠片面積	ガラス片面積	枠両面積	
玄関及びホール	1F	玄関、ホール														28.2	22.6		
事務室・会議室	1F	操作室							80.1							19.6	15.7		
	"	電気室														12.2	9.8		
	"	電気部品庫																	
	"	仮眠室	10.5					10.5								4.7	3.8		
	1F	書庫							4.9							3.8	3.0		
廊下	1F	廊下							40.9										
トイレ	1F	トイレ	6.0					6.0											
給湯室	1F	給湯室	7.6					7.6	6.4										
階段	2F	共通使用階段																	
小計			24.1	0.0	0.0	0.0	0.0	24.1	132.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	68.5	54.9	0.0	0.0

施設名:汚水調整池

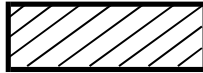

区分	施設名	清掃箇所	対象面積 ㎡	日常清掃					定期清掃					窓ガラス清掃(1回/年)					
				日単位		週単位		月単位	樹脂ワックス(三層塗り)		帯電防止ワックス(三層塗り)		カーペット	剥離洗浄	低所分	低所分	高所分	高所分	
				1回/日	0.5回/日	1回/週	1回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年	ガラス片面積	枠片面積	ガラス片面積	枠両面積	
玄関及びホール	1F	玄関、ホール														31.3	25.0		
事務室・会議室	1F	電気室																	
	2F	融雪監視室							76.8							28.7	23.0		
	"	休憩室														5.1	4.1		
トイレ	1F	トイレ	10.5					10.5											
給湯室	2F	給湯室							6.4							1.2	1.0		
小計			10.5	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5	83.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.3	53.1	0.0	0.0
合計			1,554.4	124.6	890.2	454.5	0.0	85.1	662.5	1,032.0	0.0	367.8	11.8	0.0	0.0	342.1	273.7	0.0	0.0

# 厚別水再生プラザほか4施設清掃図面


## 1. 通常清掃

(1) 週5回清掃	赤色箇所	
(2) 2週5回清掃	青色箇所	
(3) 週1回清掃	黄色箇所	
(4) 3月1回清掃	緑色箇所	

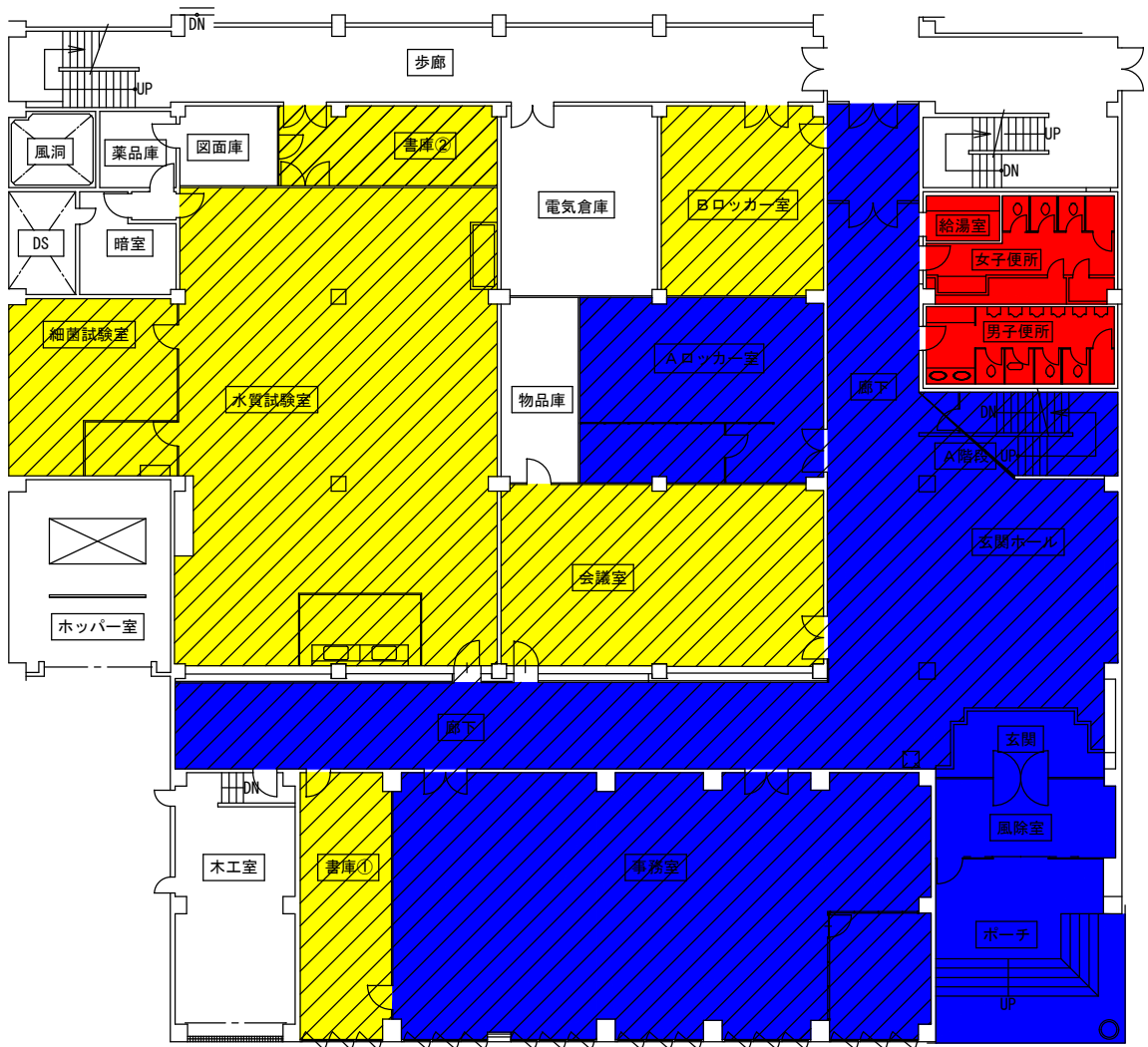
## 2. 床磨き清掃

(1) 年2回	斜線部分	
(2) 年1回	網掛部分	

## 3. 窓ガラス清掃

(1) ガラス清掃 (窓枠清掃)	赤色箇所	
---------------------	------	---

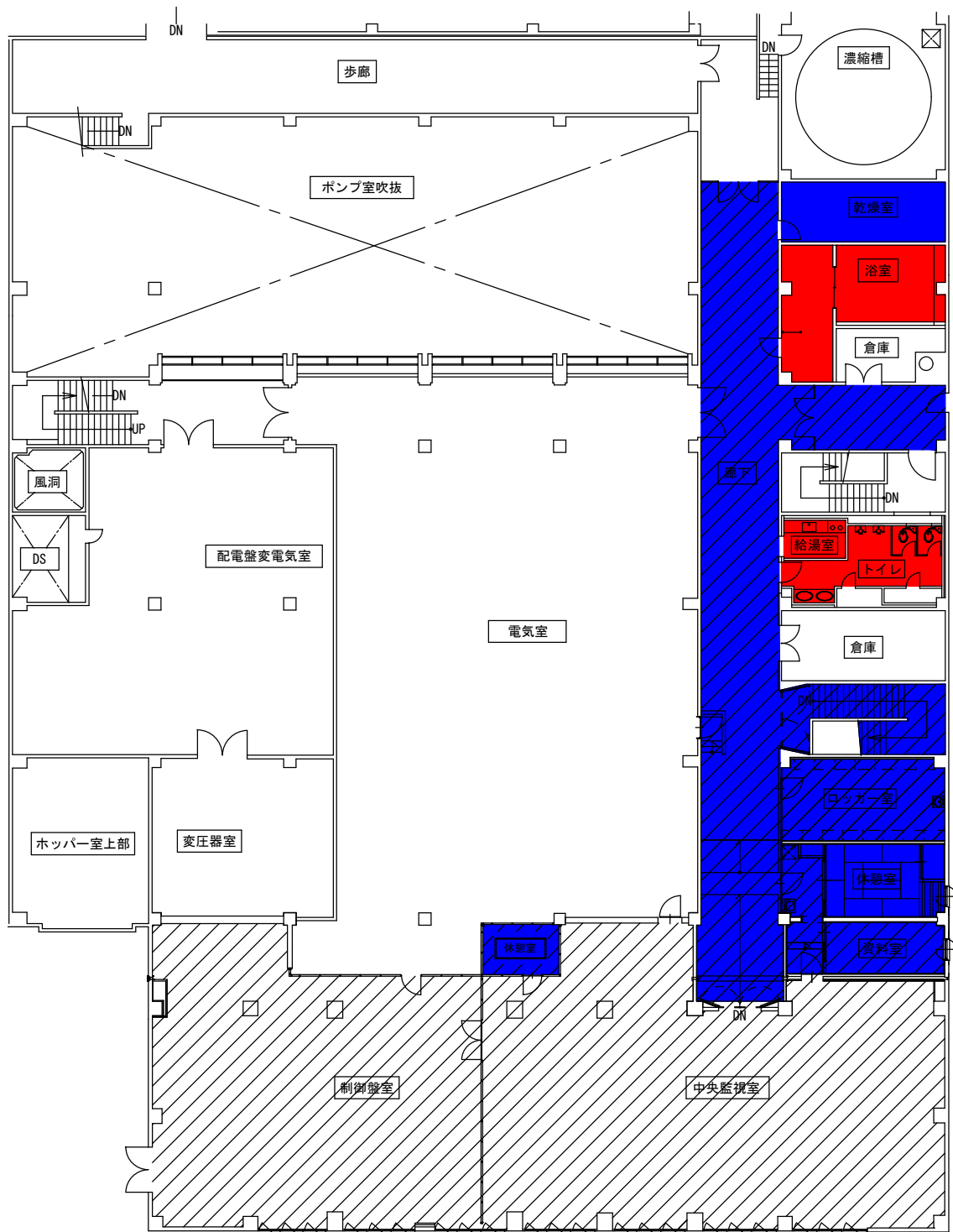




厚別水再生プラザ(1F) [1/200]

通常・床磨き清掃

(印刷 : 71%)

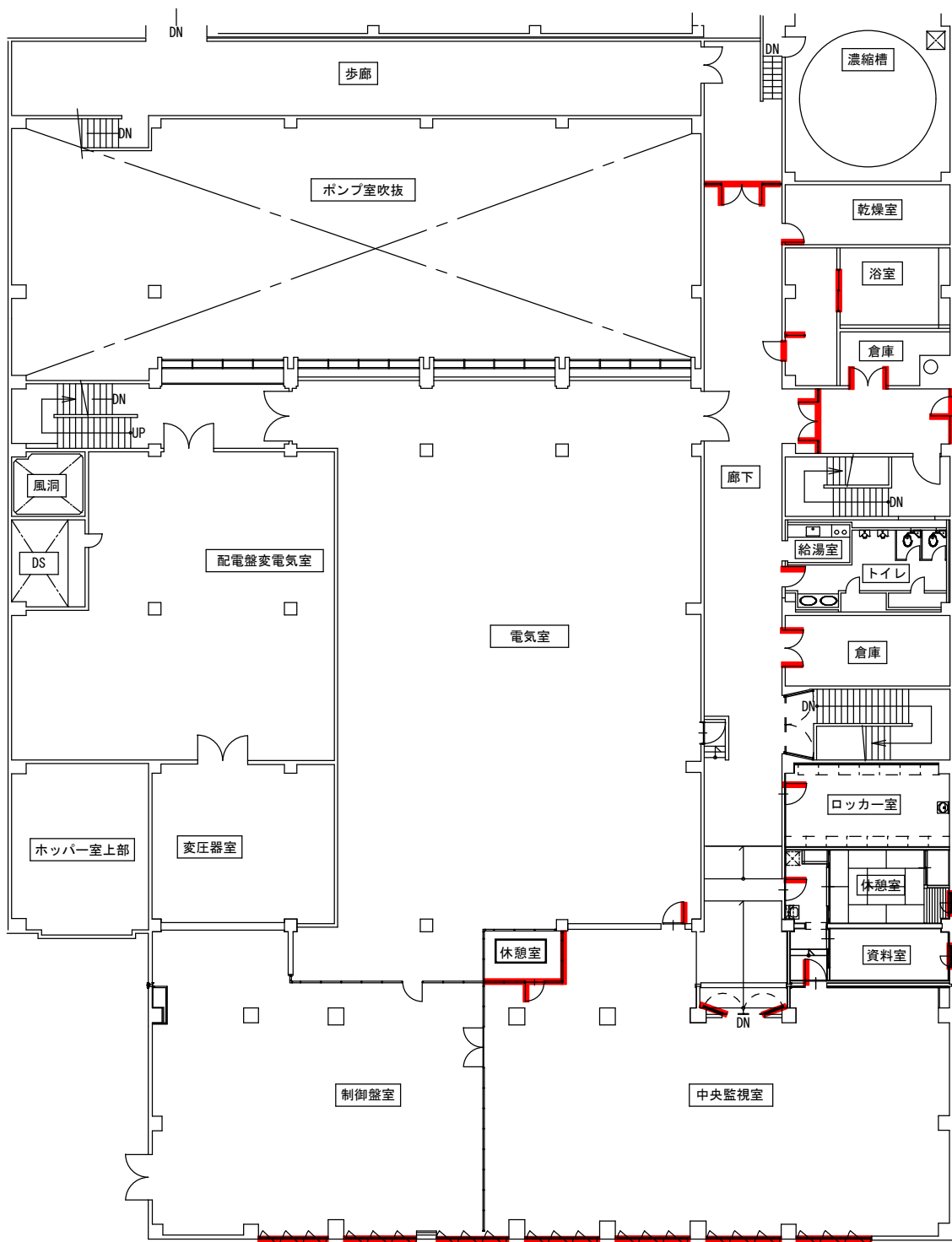


厚別水再生プラザ(2F) [1/200]

通常・床磨き清掃

(印刷 : 71%)

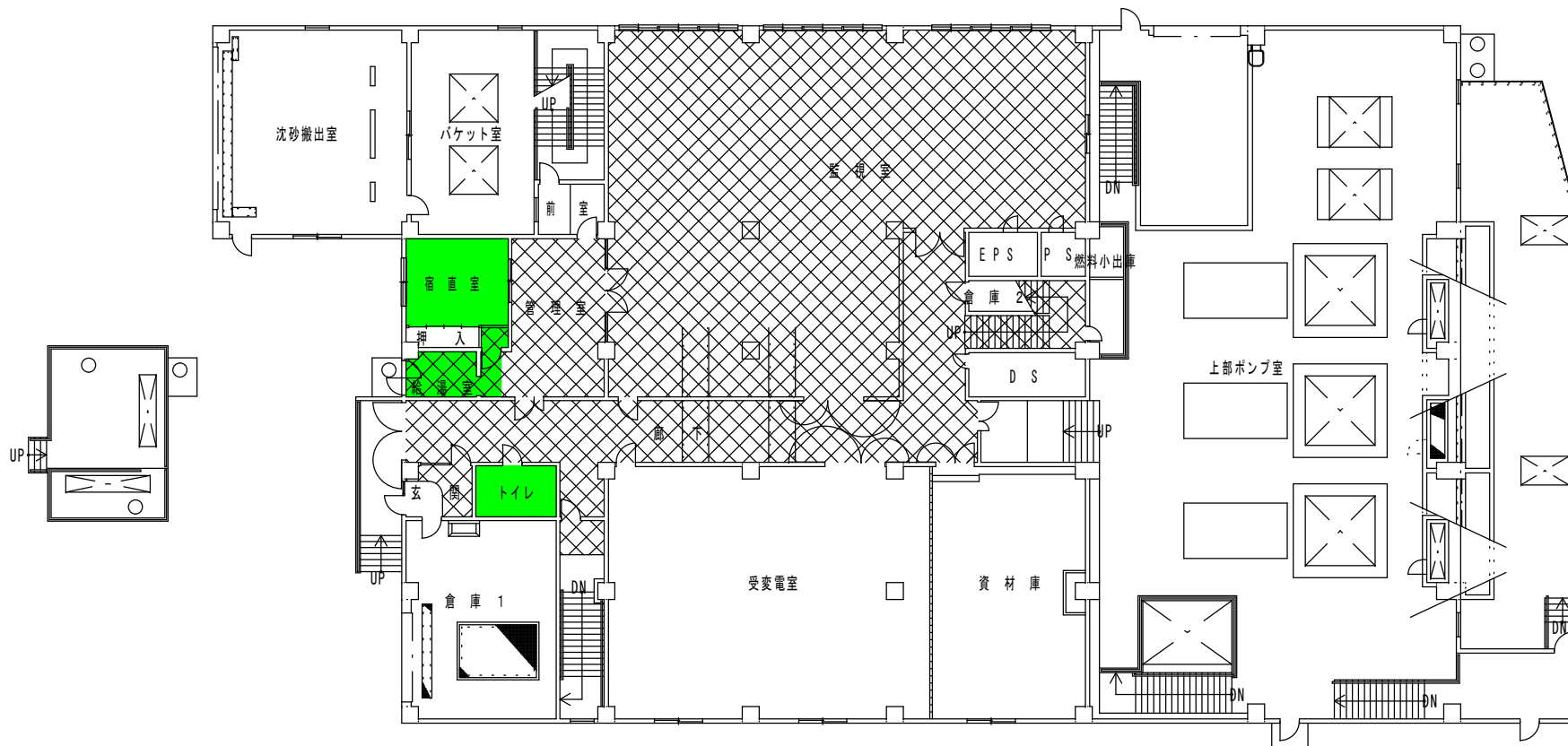




厚別水再生プラザ(2F) [1/200]

窓ガラス清掃

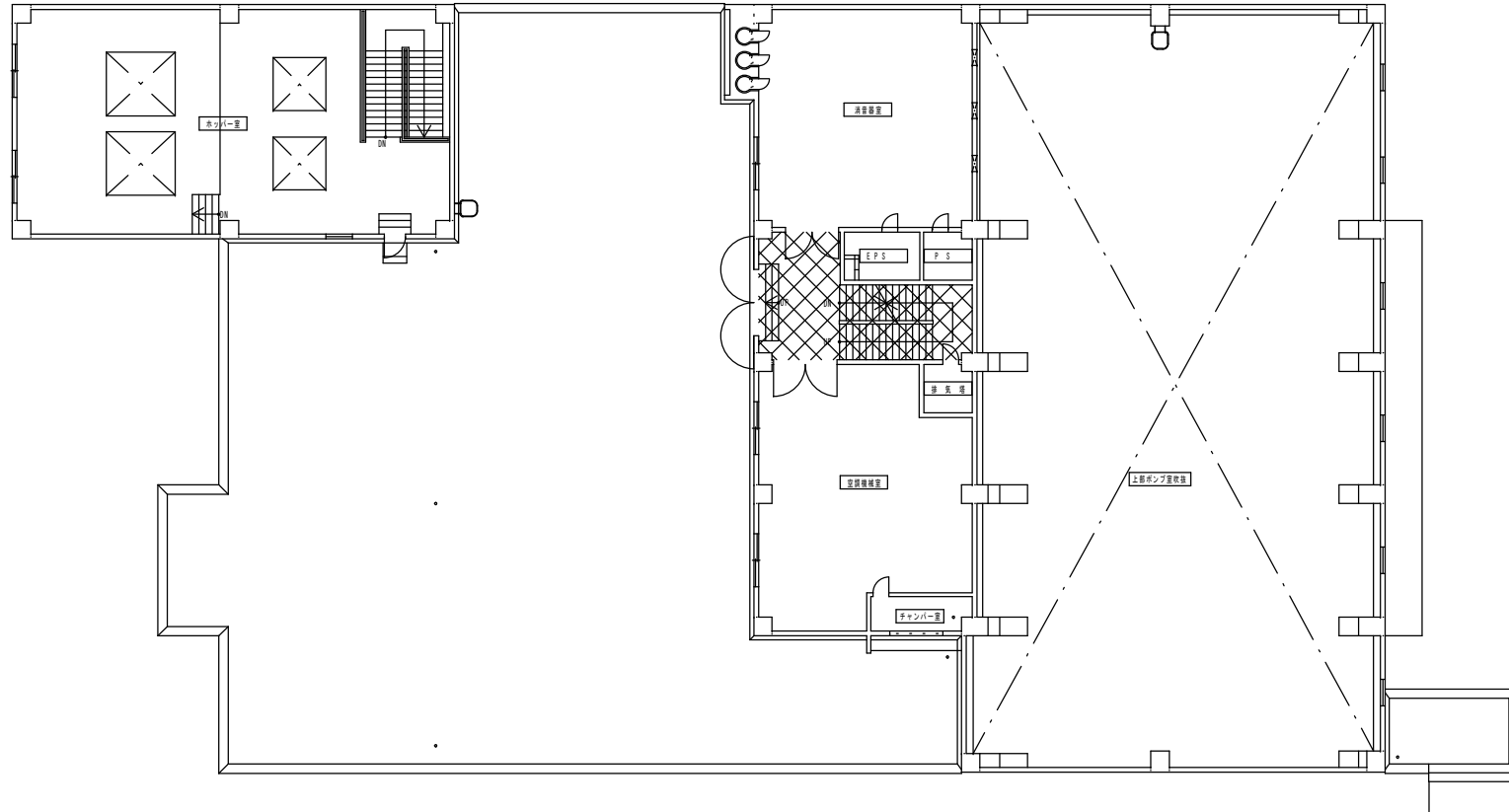
(印刷:71%)



野津幌川雨水ポンプ場(1F) [1/200]

通常清掃・床磨き清掃

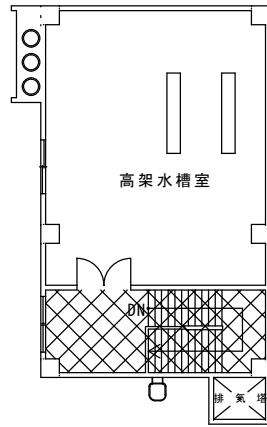
(印刷 71%)



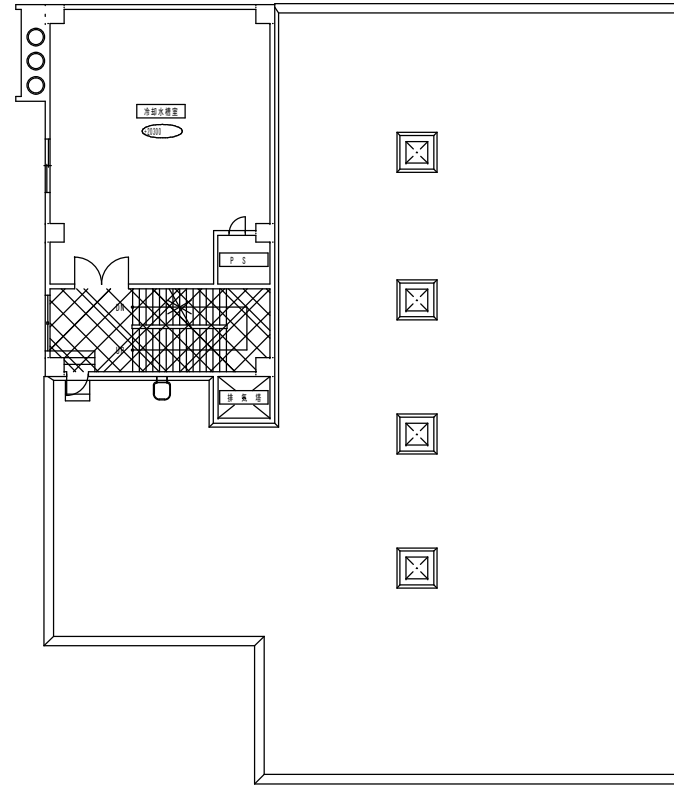
野津幌川雨水ポンプ場(2F) [1/200]

通常・床磨き清掃

(印刷: 71%)



2 F

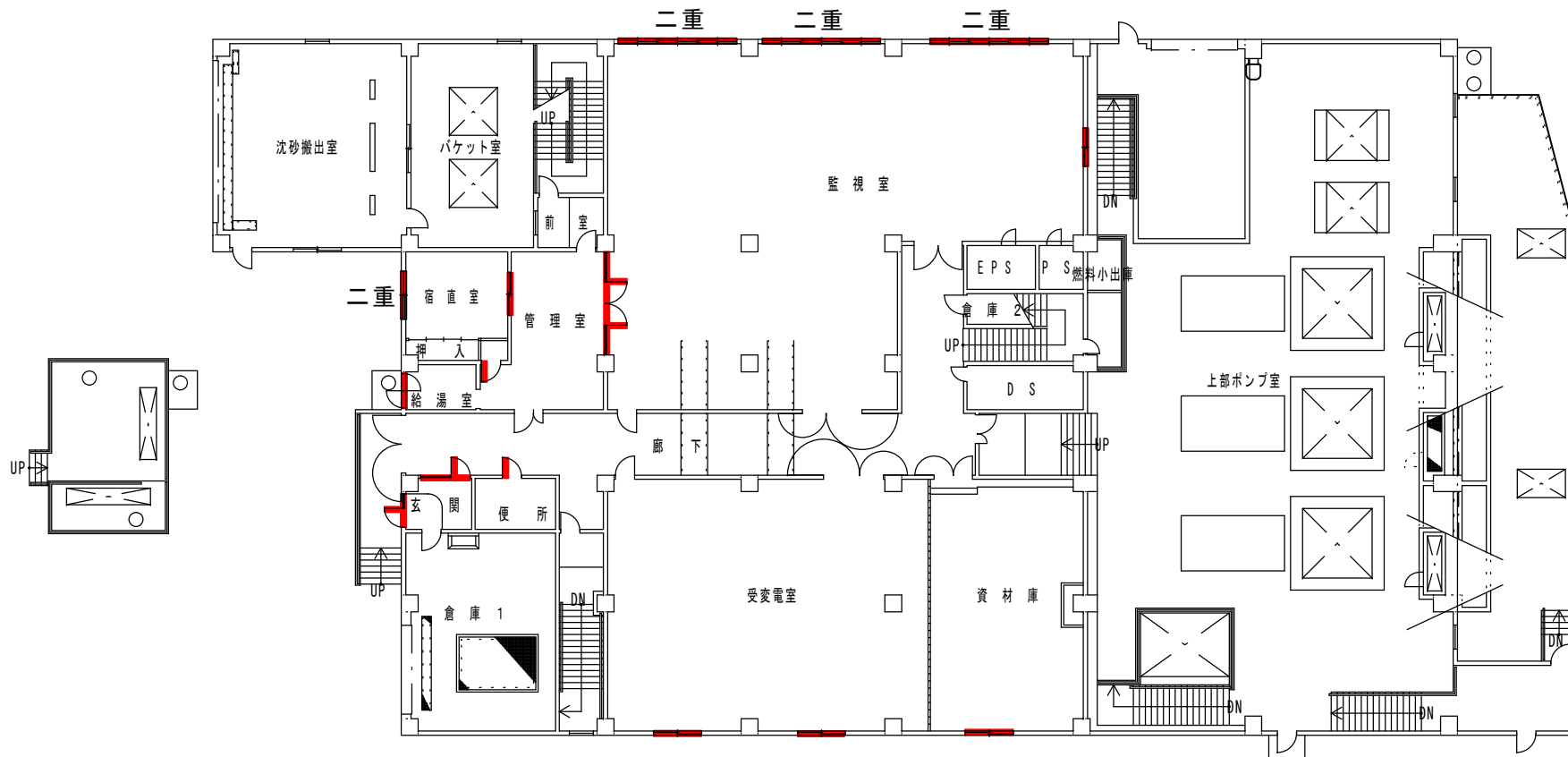


1 F

野津幌川雨水ポンプ場ペントハウス [1/200]

通常・床磨き清掃

(印刷 71%)



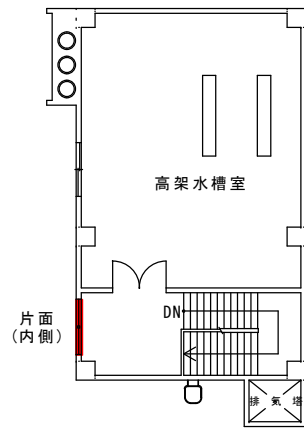
野津幌川雨水ポンプ場(1F) [1/200]

窓ガラス清掃

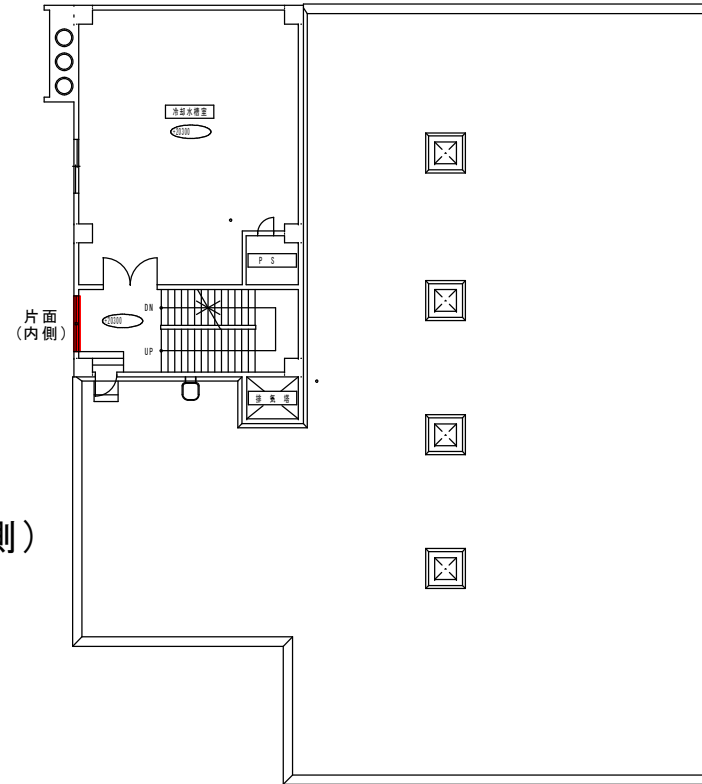
(印刷 71%)

※2Fは窓ガラス清掃なし





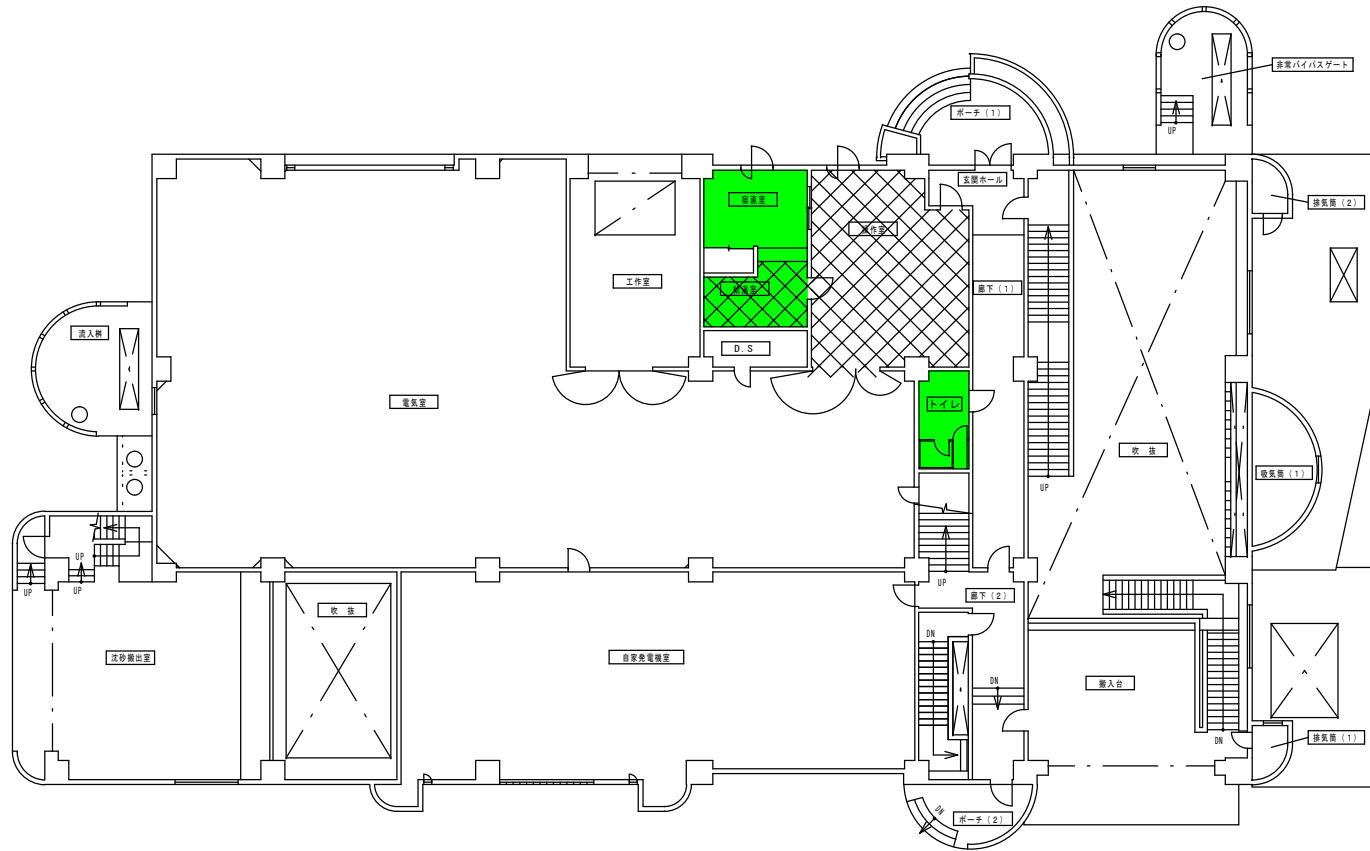
2 F



1 F

野津幌川雨水ポンプ場ペントハウス [1/200]  
窓ガラス清掃

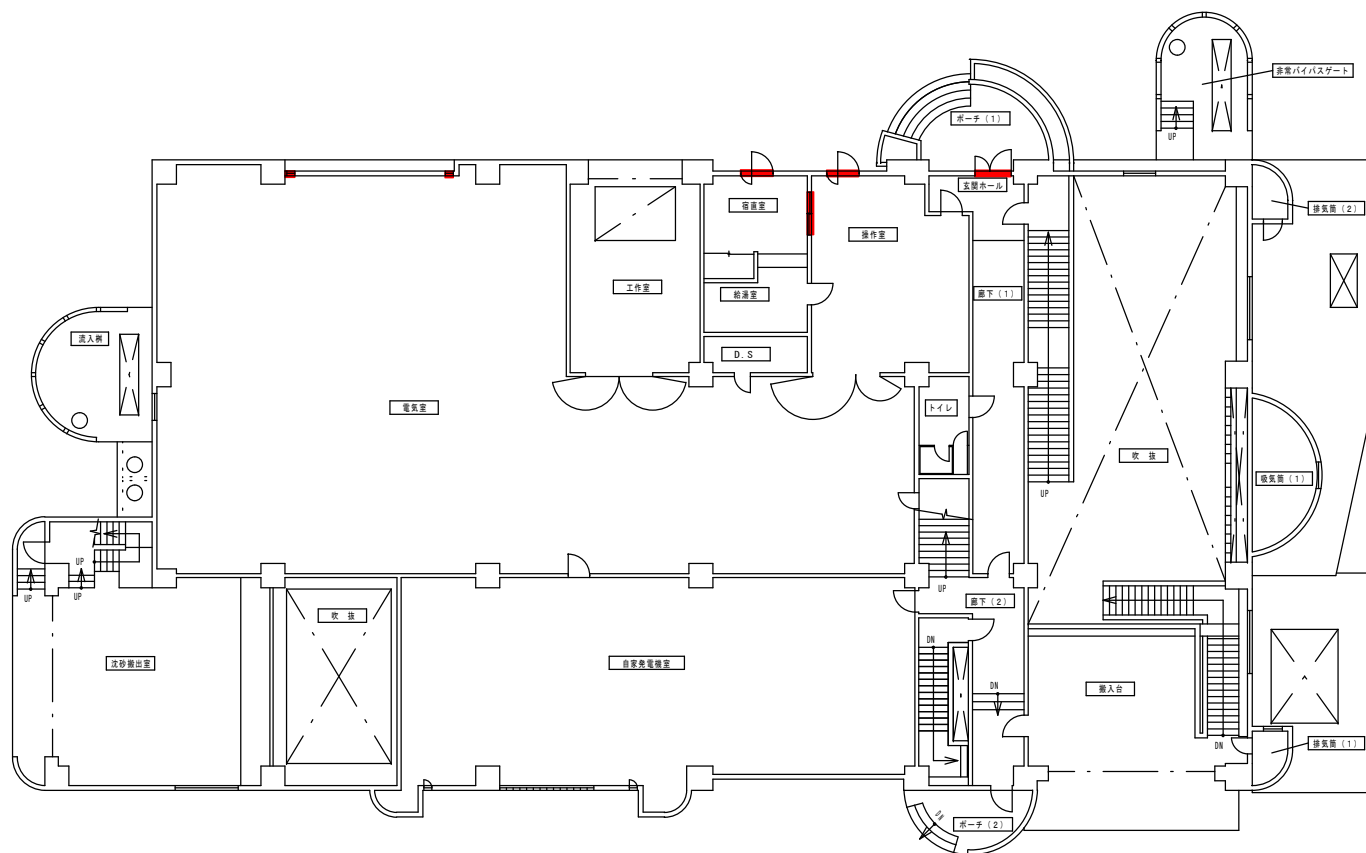
(印刷 71%)



川北中継ポンプ場(1F) [1/200]

通常・床磨き清掃

(印刷:71%)

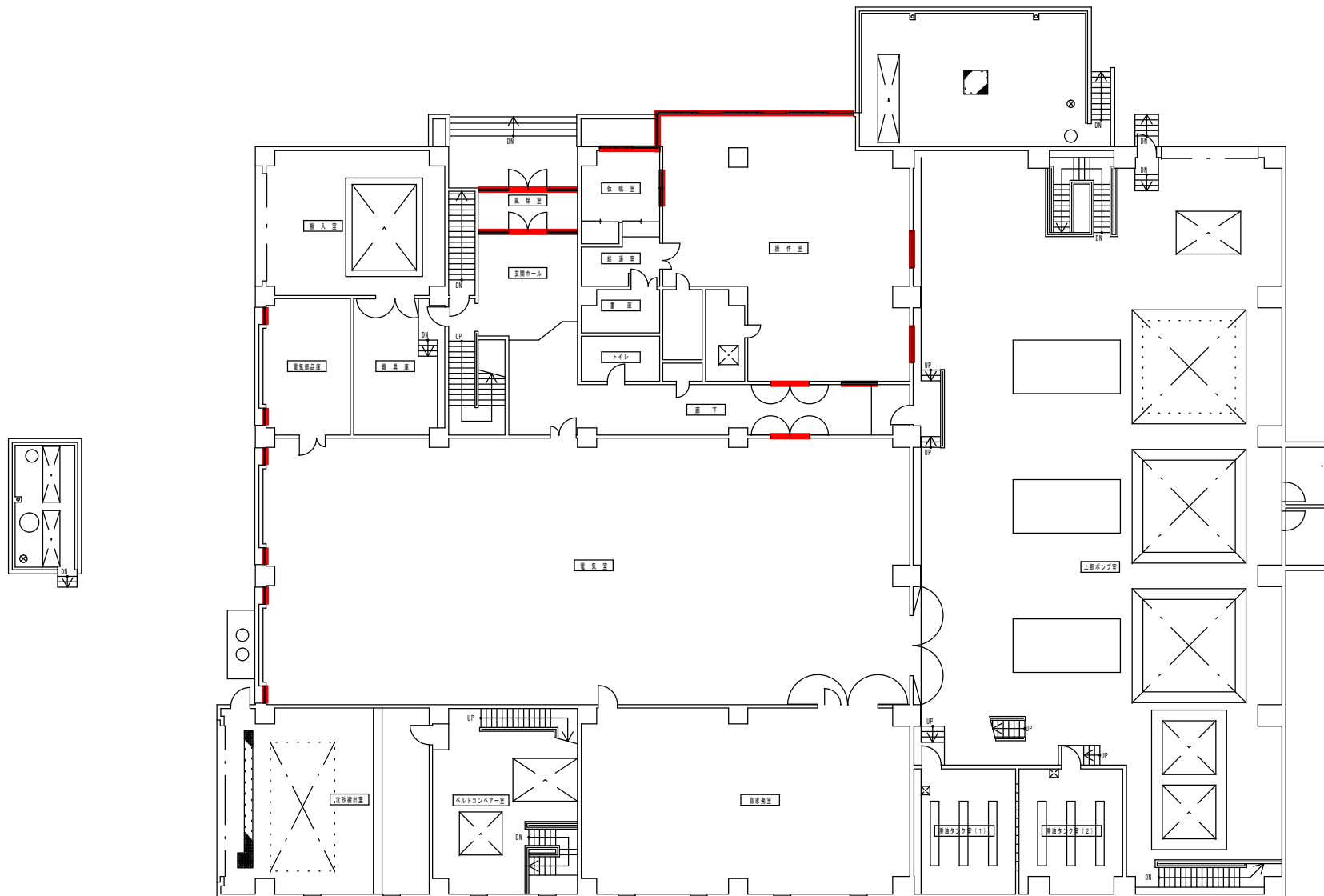


川北中継ポンプ場(1F) [1/200]

窓ガラス清掃

(印刷 71%)

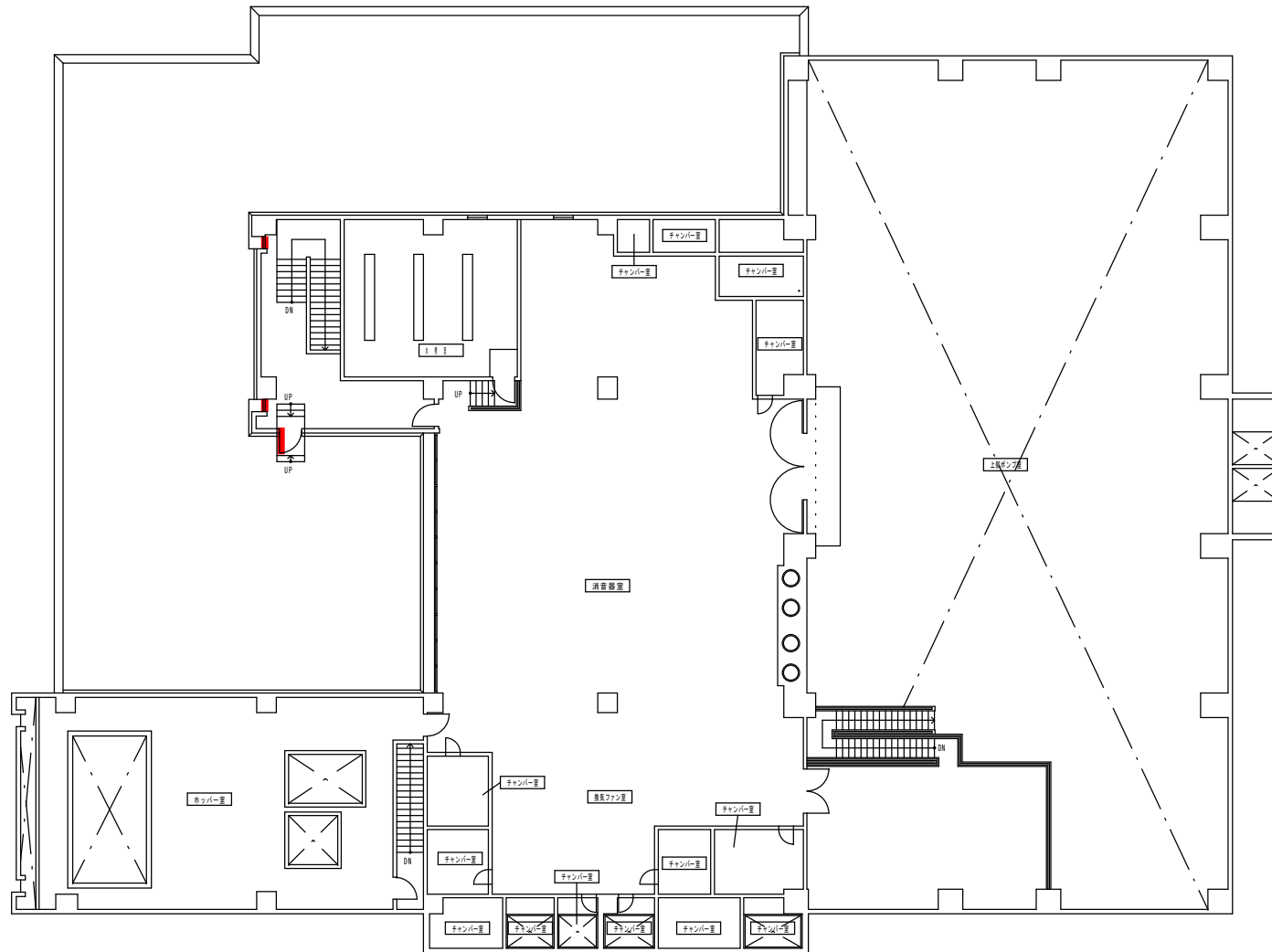




厚別川雨水ポンプ場 (1F) [1/200]

窓ガラス清掃

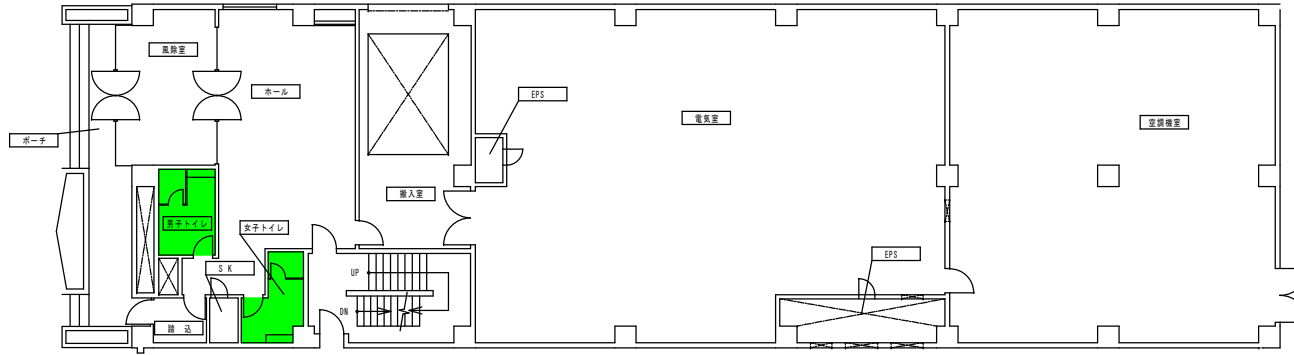
(印刷 71%)



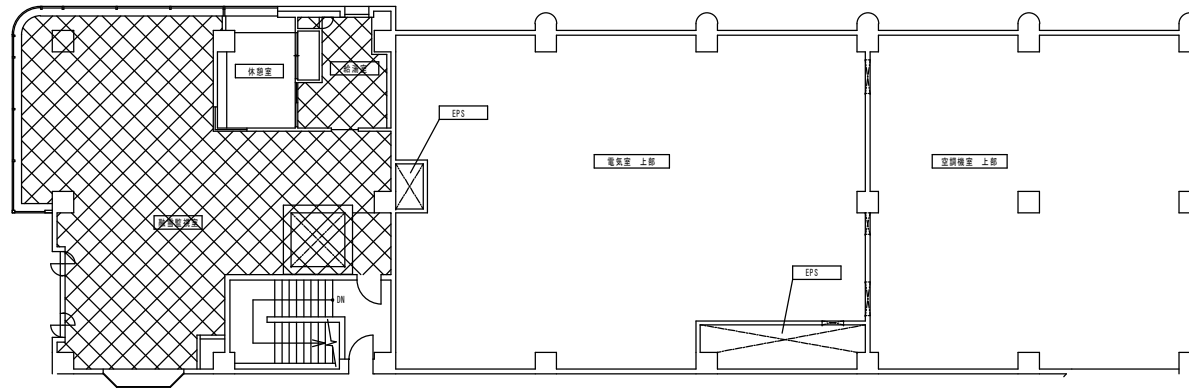
厚別川雨水ポンプ場（2F）[1/200]

窓ガラス清掃

（印刷 71%）



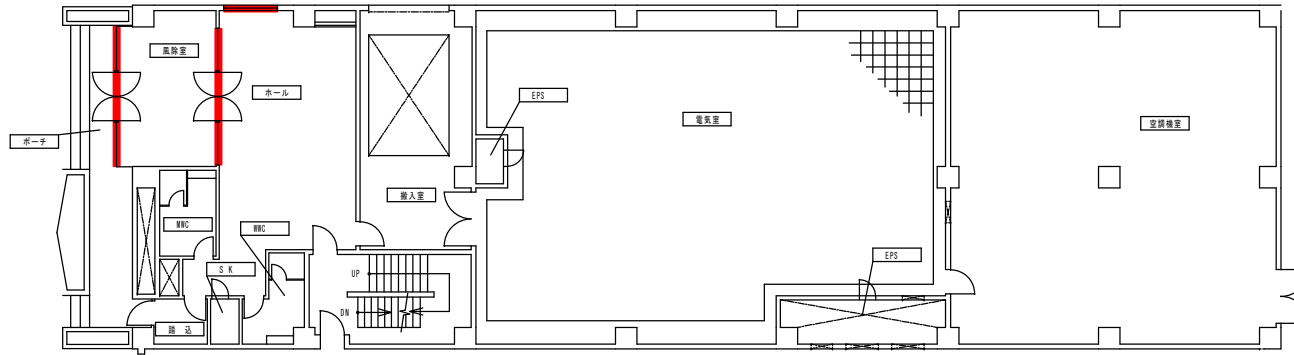
汚水調整池 1F[1/200]



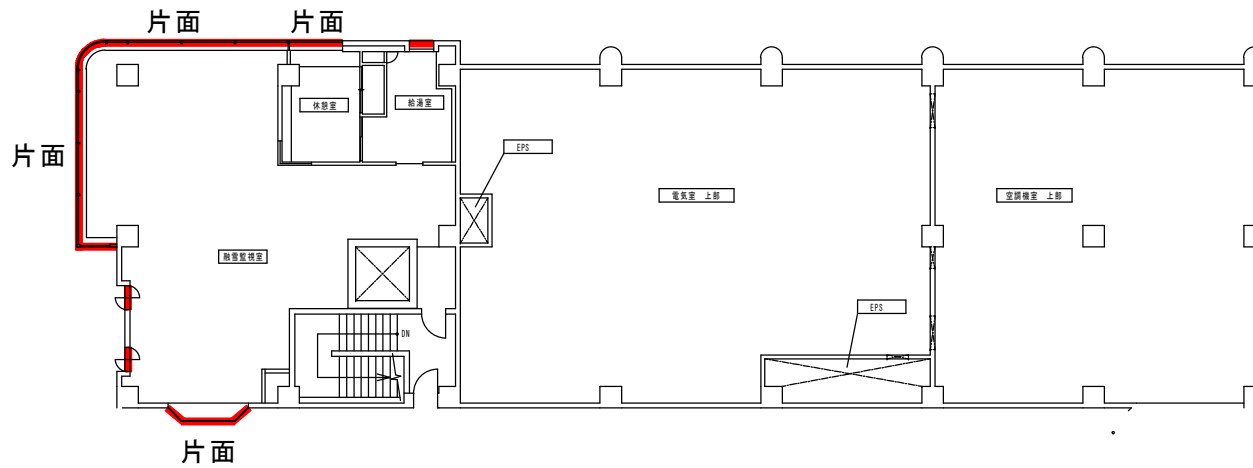
汚水調整池 2F[1/200]

通常・床磨き清掃

(印刷:71%)



汚水調整池 1F[1/200]



汚水調整池 2F[1/200]

窓ガラス清掃

(印刷 71%)



# 厚別水再生プラザほか3施設庭園管理業務仕様書

(令和6・7・8・9年度共通)

## 1. 業務実施場所

- (1) 厚別水再生プラザ (厚別コンポスト工場、厚別洗浄センターを含む。)

札幌市厚別区厚別町山本645番地18

- (2) 汚水調整池

札幌市厚別区厚別町山本1073番地

- (3) 川北中継ポンプ場

札幌市白石区川北4条1丁目1番1号

- (4) 厚別川雨水ポンプ場

札幌市厚別区厚別西770番地

## 2. 委託業務実施内容 (別添図面参照のこと)

- (1) 芝刈り業務

芝 (草) 刈、刈くずの後かたづけ及び処分。仕上げ高は、2～3cm内外とする。

- ① 芝刈り面積

A地区 32,700 m<sup>2</sup>/回

B地区 20,180 m<sup>2</sup>/回

- ② 業務回数

業務の実施回数は以下のとおりとする。

A地区 3回/年

B地区 2回/年

- (2) 樹木整枝業務 (1回/年)

業務量は以下のとおりであり、切り落とした枝等の処分も行うこと。

(幹周 31- 60cm) 22本

(幹周 61- 90cm) 26本

(幹周 91-105cm) 31本

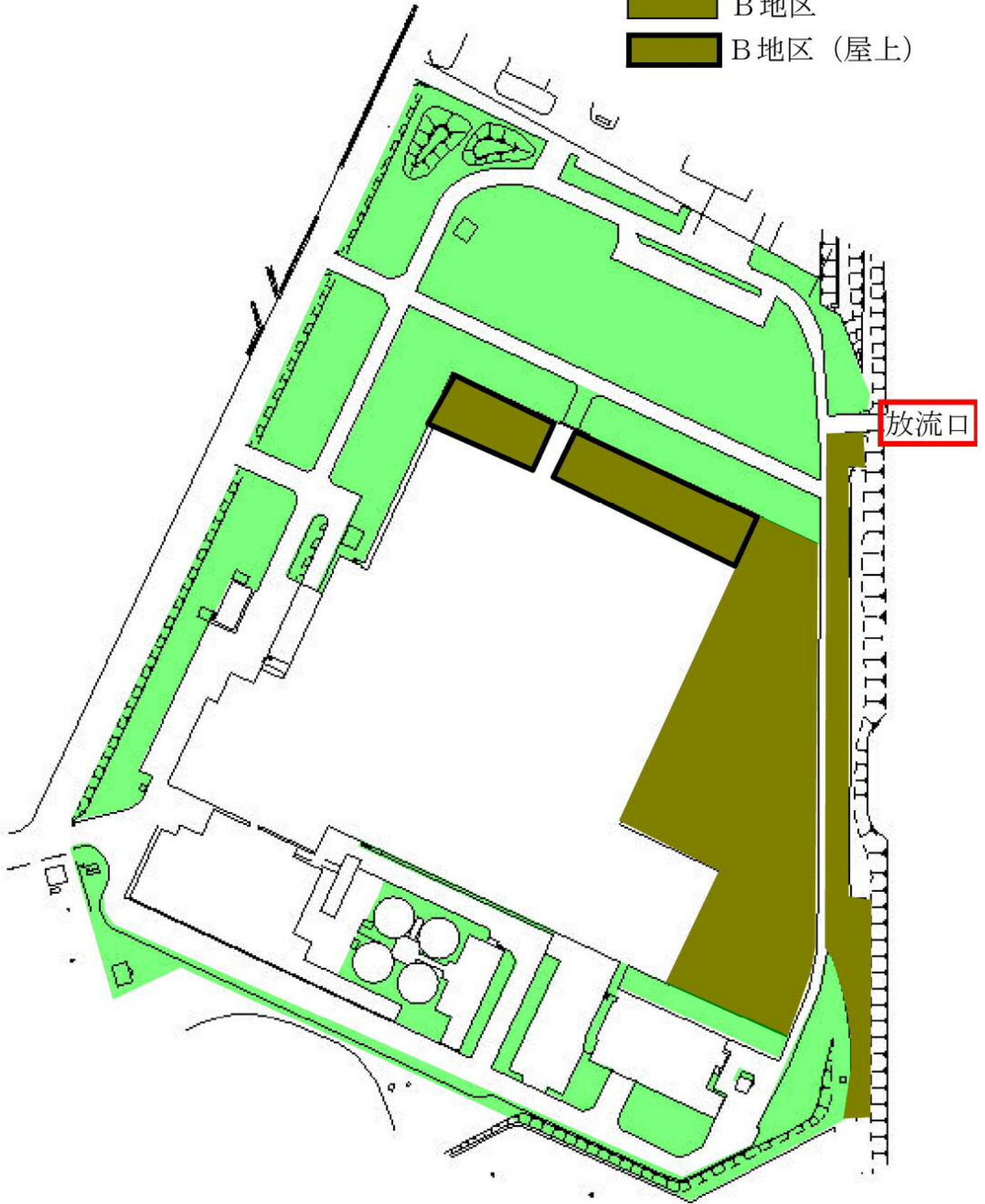
(幹周 106-120cm) 6本

## 3. 集草・整枝の処分

集草は札幌市清掃工場に運搬し焼却処分し、樹木整枝で発生した枝等は一般財団法人札幌市環境事業公社 (篠路資源化センター) に運搬し処分すること。ただし、運転休止中等で搬入できない場合この限りでない。処分量は計算書兼領収書を業務日誌等に添付 (写し可) して報告すること。

# 厚別水再生プラザ庭園管理図

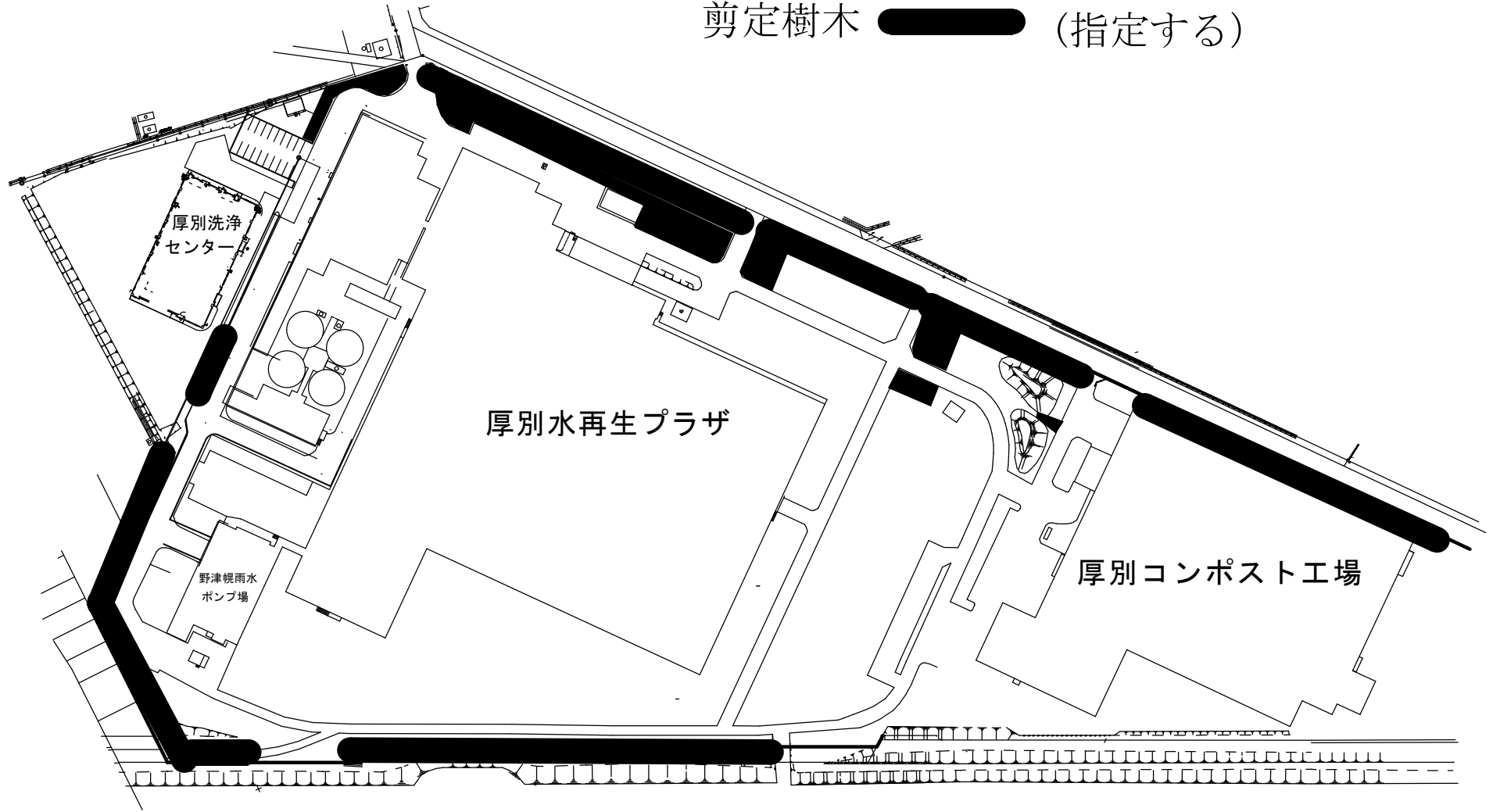
- 芝刈か所
- A地区
  - B地区
  - B地区 (屋上)



# 厚別水再生プラザ庭園管理図

樹木整枝

剪定樹木  (指定する)



# 厚別水再生プラザ庭園管理図

○厚別洗浄センター

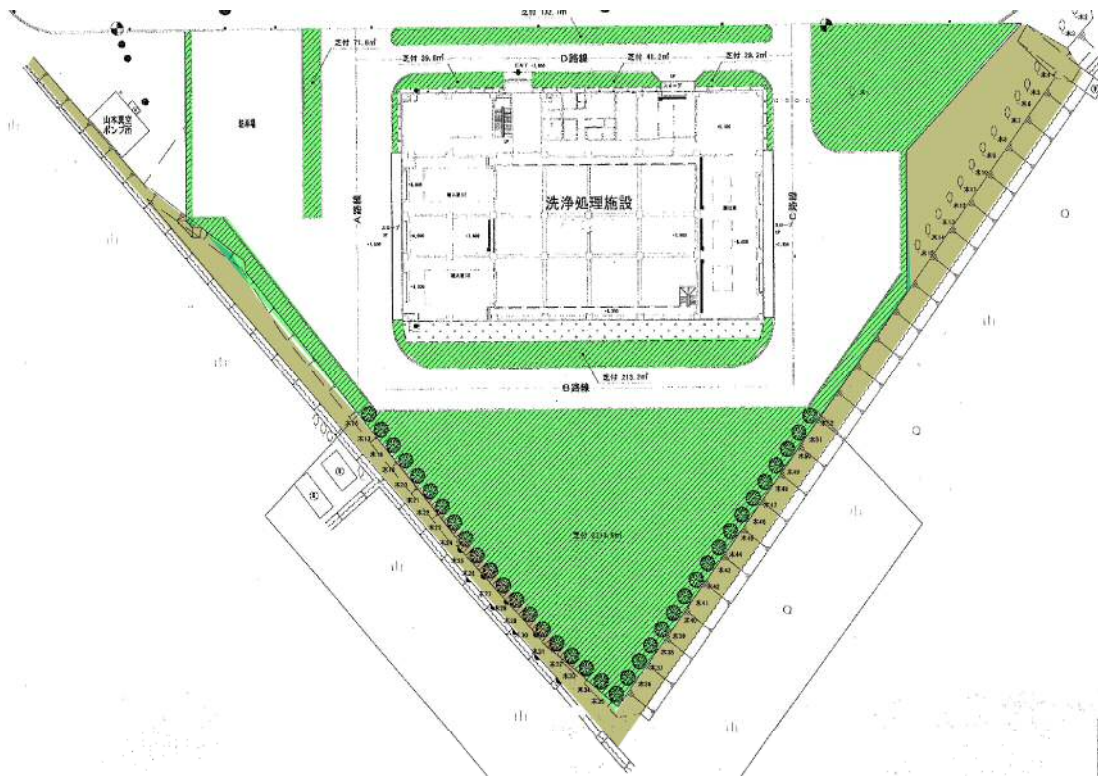
芝刈か所



A 地区

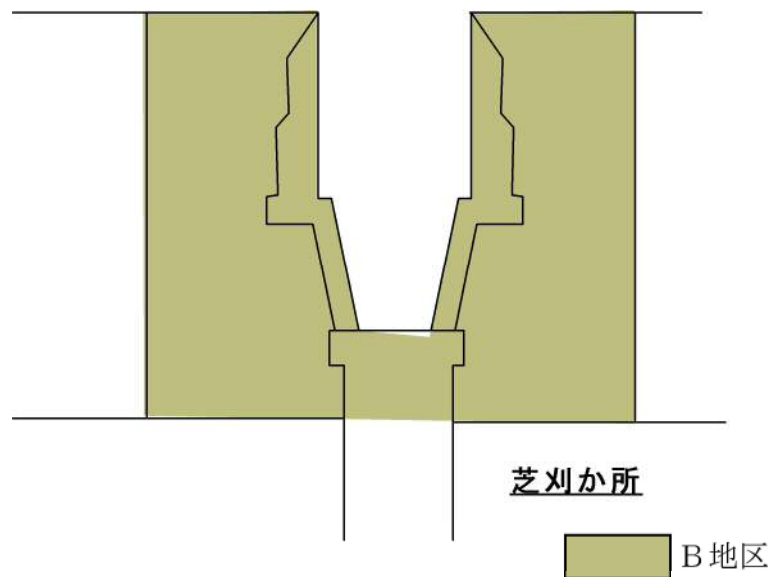


B 地区



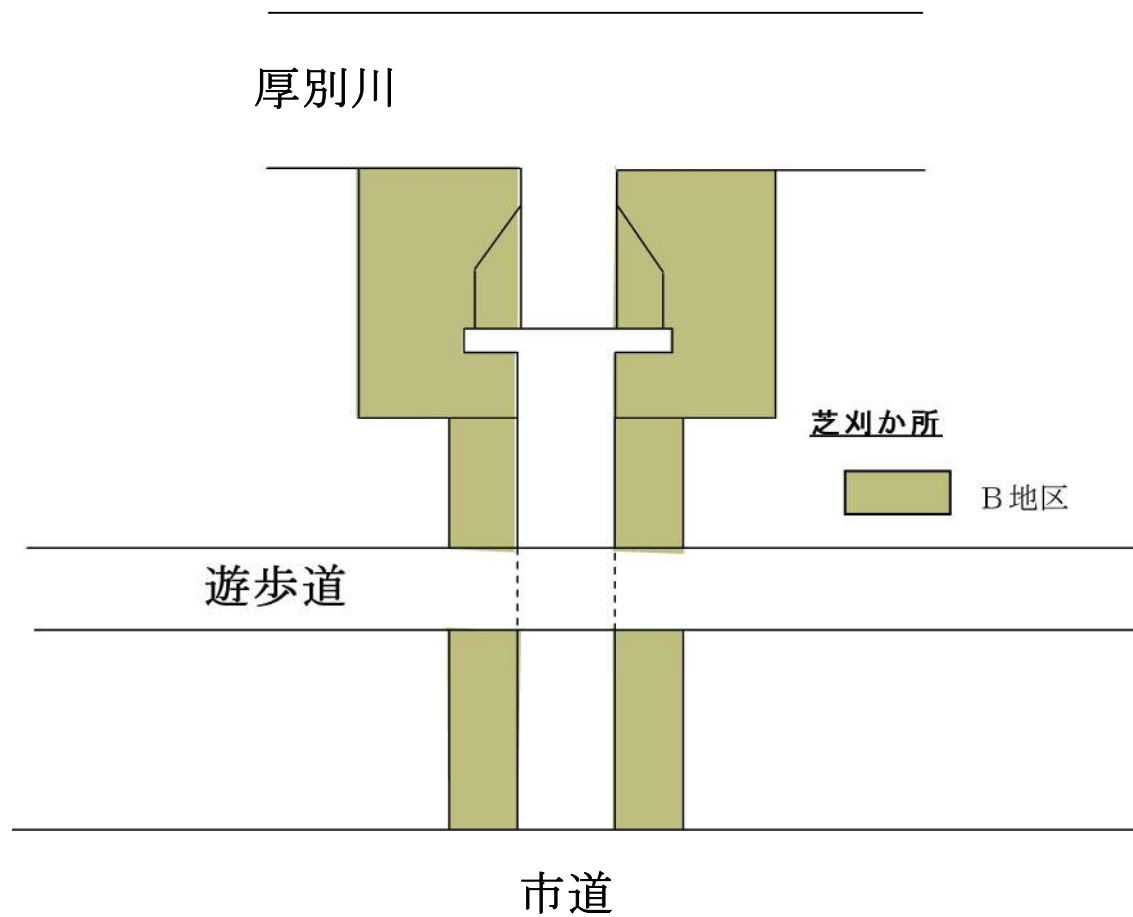
ー厚別水再生プラザ放流口ー

野津幌川



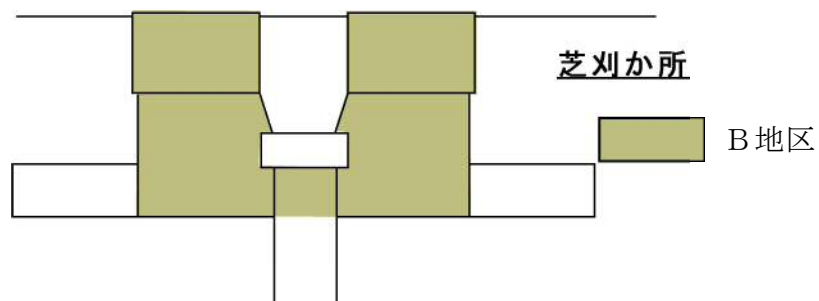
ー厚別川雨水ポンプ場放流口ー

厚別川



ー川北中継ポンプ場放流口ー


月寒川



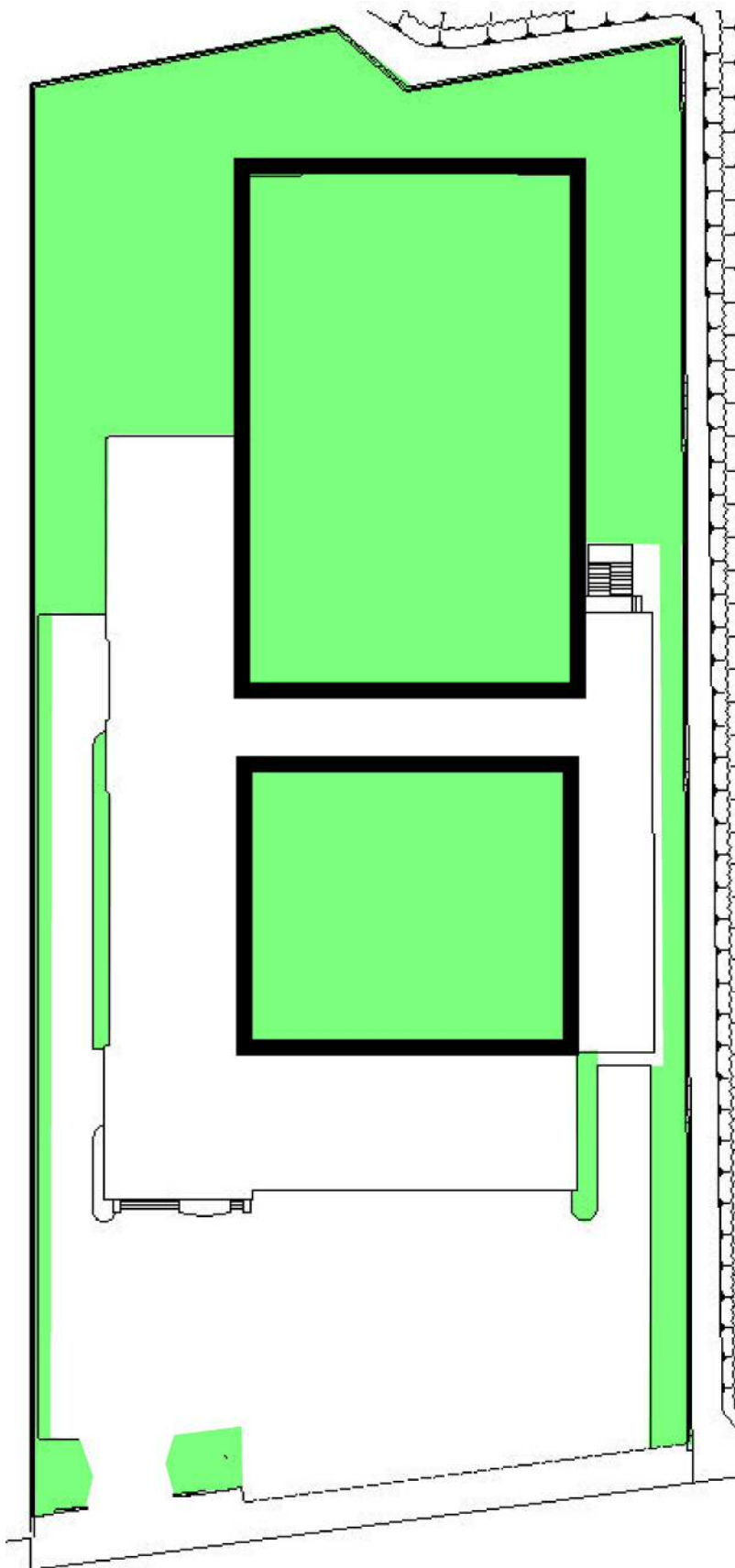
# 厚別水再生プラザ庭園管理図

汚水調整池

芝刈か所

 A地区

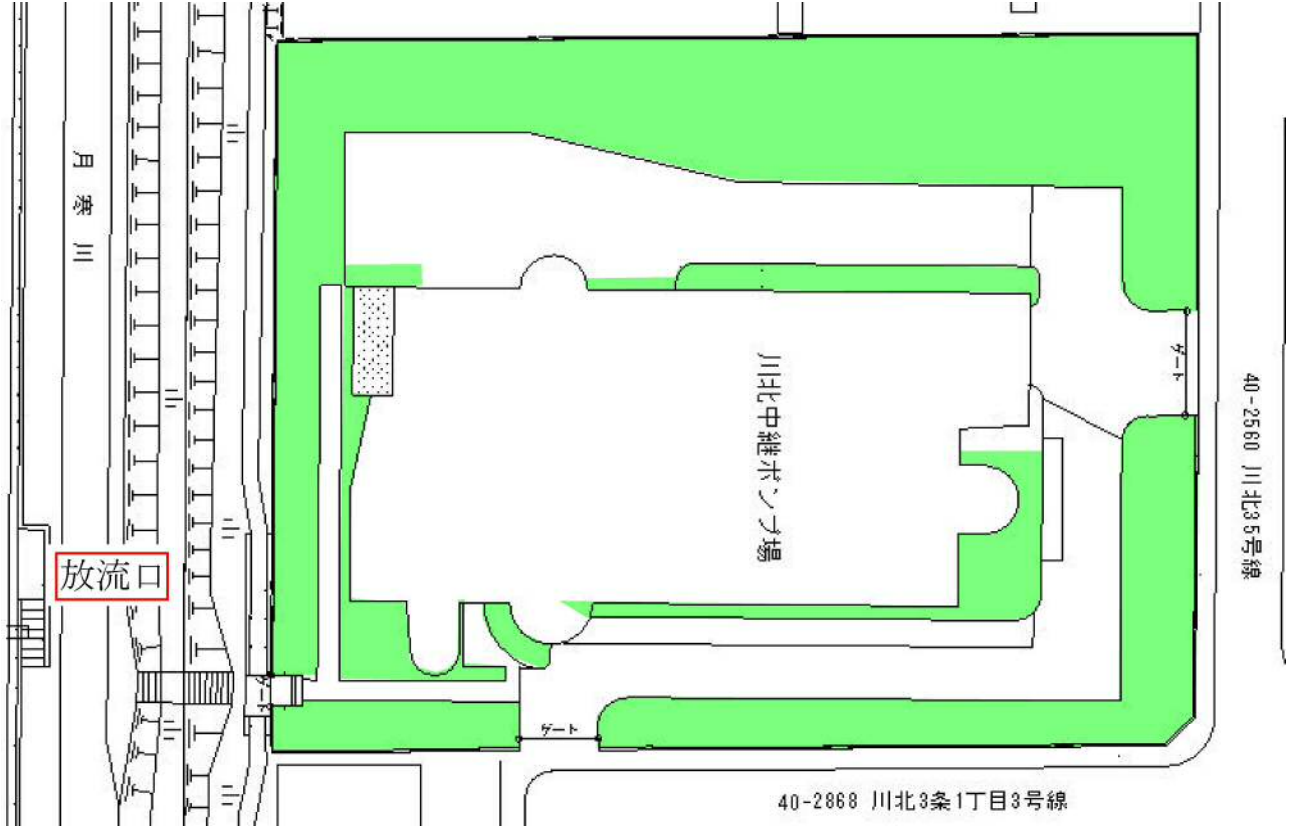
 A地区 (屋上)



# 厚別水再生プラザ庭園管理図

## 川北中継ポンプ場

芝刈か所  A地区



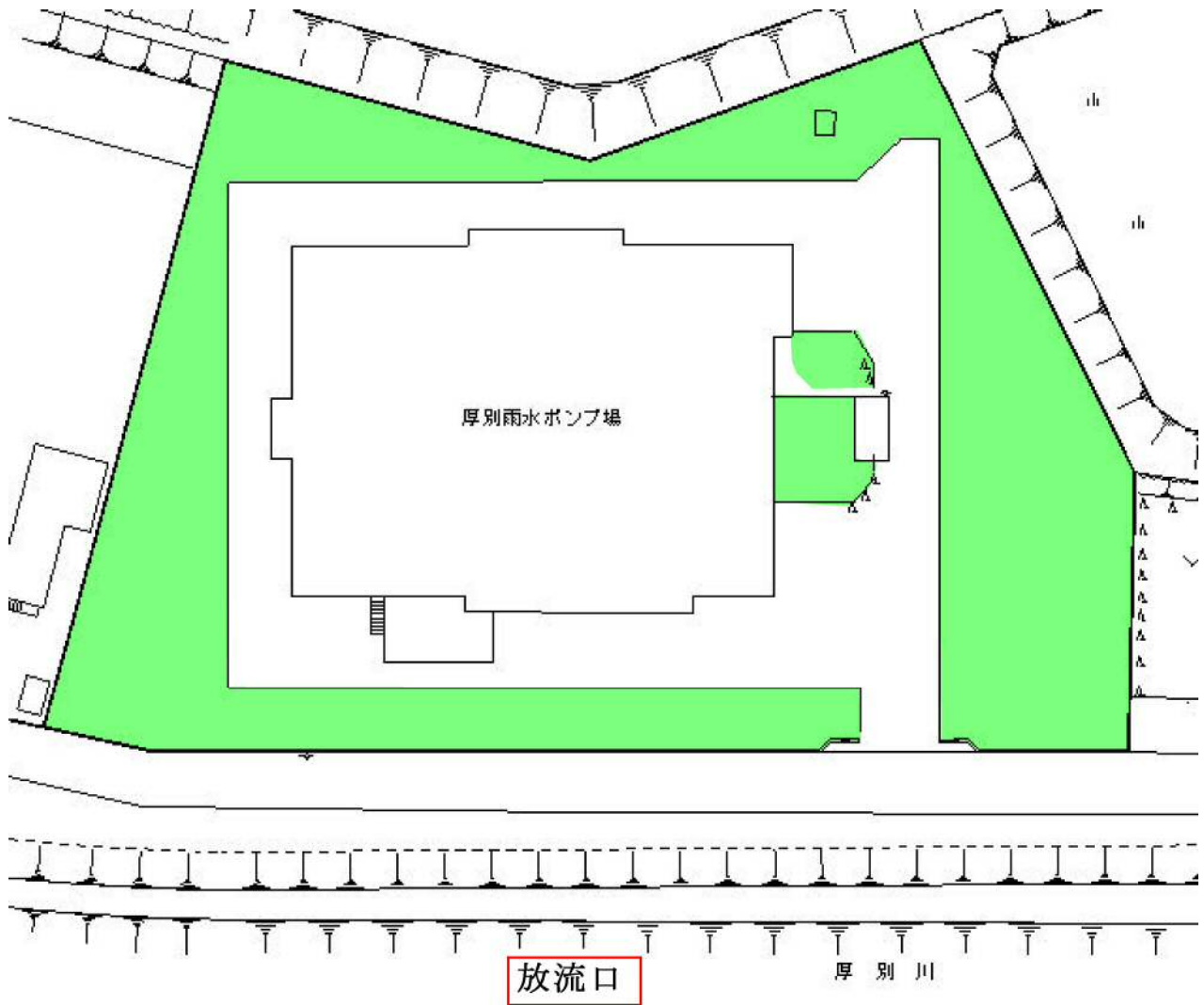
# 厚別水再生プラザ庭園管理図

厚別川雨水ポンプ場

芝刈か所



A地区





## 厚別水再生プラザほか3施設構内除雪業務 仕様書

(令和6・7・8・9年度共通)

## 1 除雪場所

## (1) 除雪対象施設の所在地

対象施設名	排雪	所在地
A. 厚別水再生プラザ (厚別コンポスト工場含む)	無	札幌市厚別区厚別町山本 645 番地 18 (札幌市厚別区厚別町山本 645 番地 20)
B. 川北中継ポンプ場	無	札幌市白石区川北 4 条 1 丁目 1 番 1 号
C. 厚別川雨水ポンプ場	無	札幌市厚別区厚別西 770 番地
D. 厚別水再生プラザ貯留施設	無	札幌市厚別区厚別町山本 645 番地

## (2) 除雪対象部分

別紙除雪対象部分図の対象箇所とする。

## 2 委託業務内容

## (1) 除雪業務

厚別水再生プラザについては、原則として、構内の積雪深が 10 cm を超えた場合に行うこと。

進入道路及び駐車場は午前 8 時までに終了すること。

その他の除雪については委託者の指示によること。

## 3 使用機種

除雪には次の機種以上のものを使用すること。ただし、特段業務に支障を及ぼすことのない場合は、その他の機種を使用することもできる。

## (1) 除雪

タイヤショベル 2.1 m<sup>3</sup>可変プラウ

## 4 注意事項

除雪作業に当たっては、各施設の運転操作に支障を及ぼすことのないように配慮するとともに、敷地内の障害物、縁石、植木、路面の傾斜・段差等に十分注意すること。

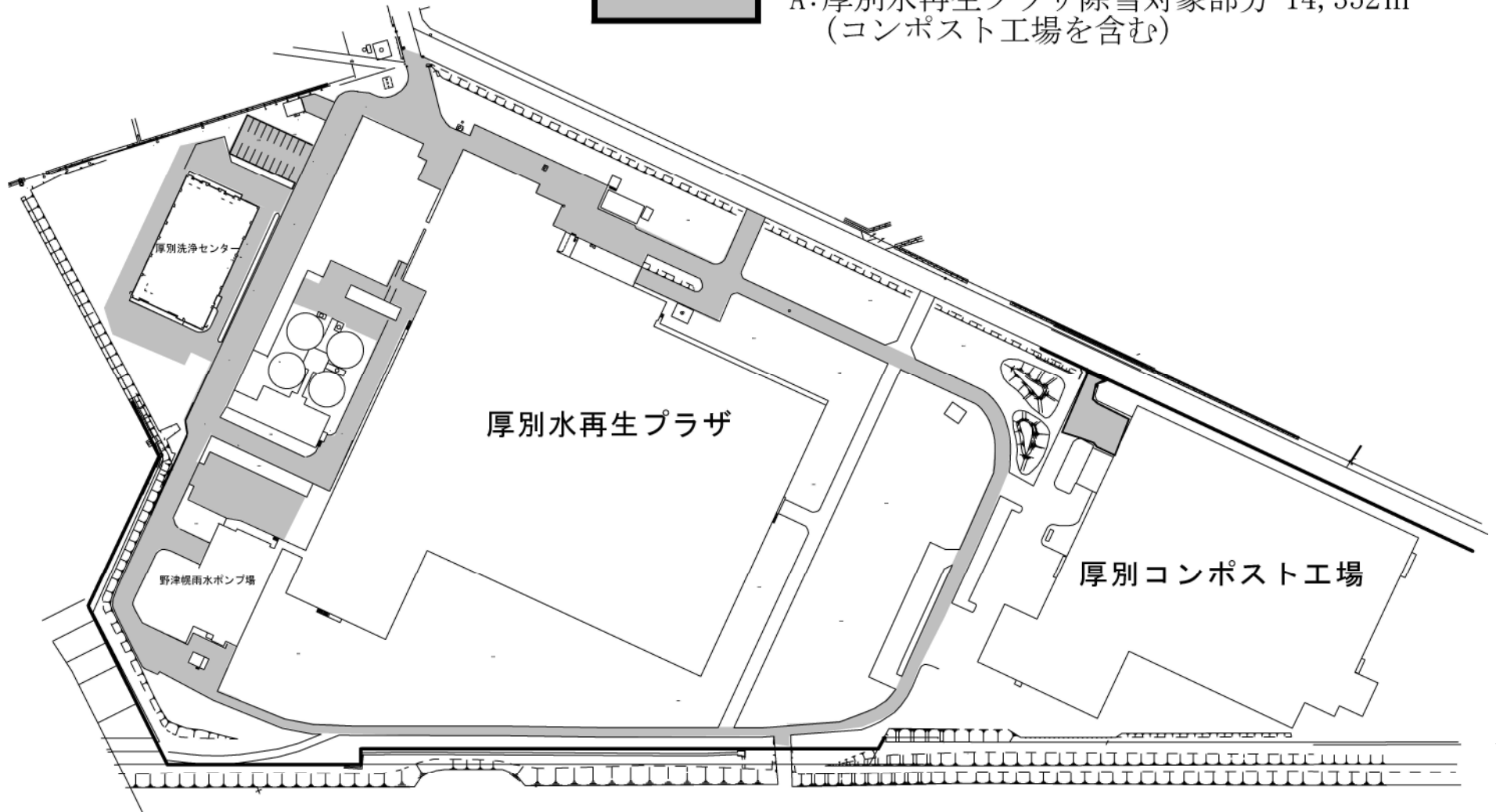
また、除雪作業中は、構内歩行者等の保護に当り、周囲の施設等に十分注意を払うとともに、事故等に対する一切の責任を負うものとする。

作業の実施により、舗装面や敷地内の設置物等を破損した場合は、直ちに委託者に報告し、原状に復旧すること。

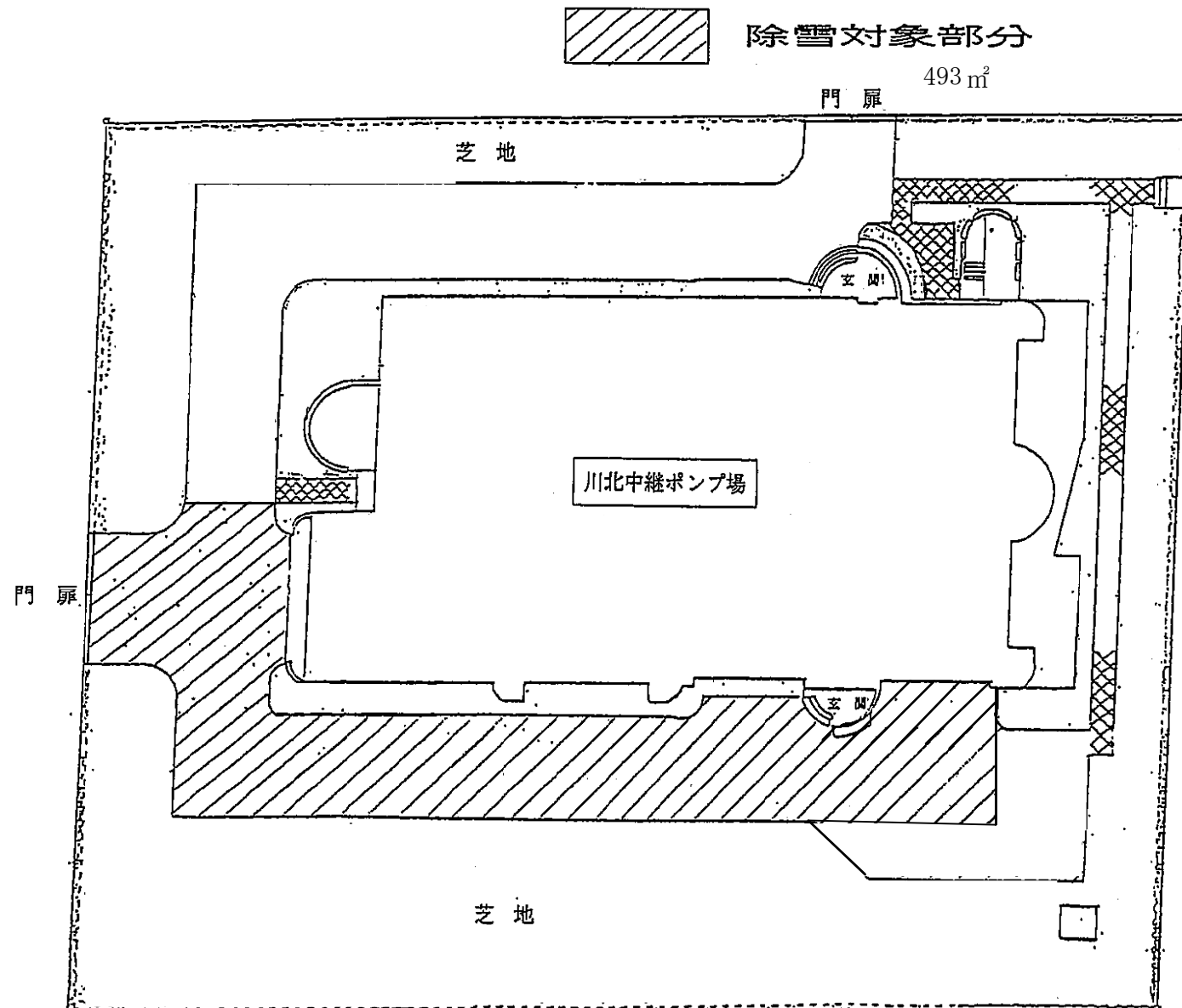
# 厚別水再生プラザ等除雪対象部分図



A: 厚別水再生プラザ除雪対象部分 14,352㎡  
(コンポスト工場を含む)



B : 川北中継ポンプ場 除雪対象部分図

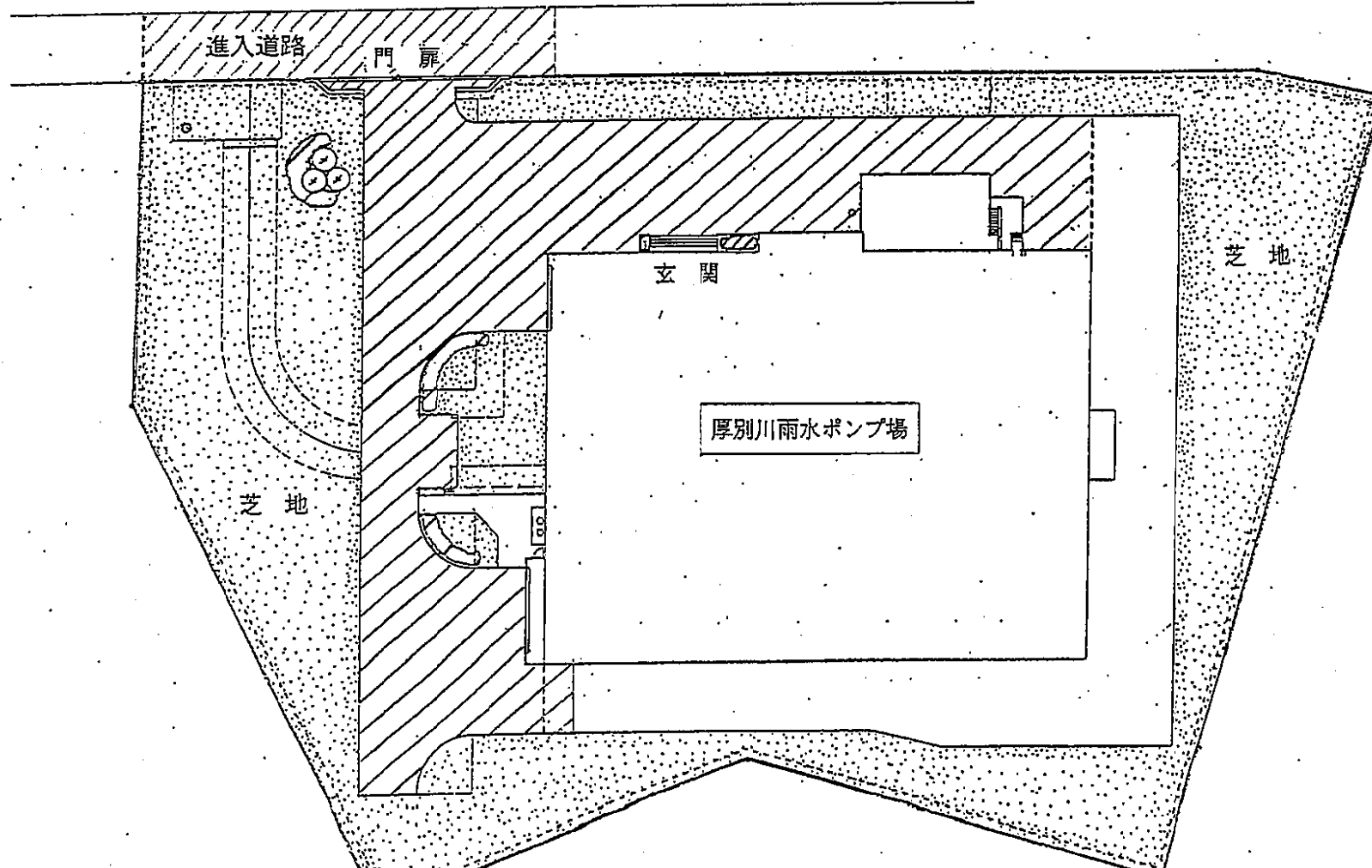


C : 厚別川雨水ポンプ場 除雪対象部分図

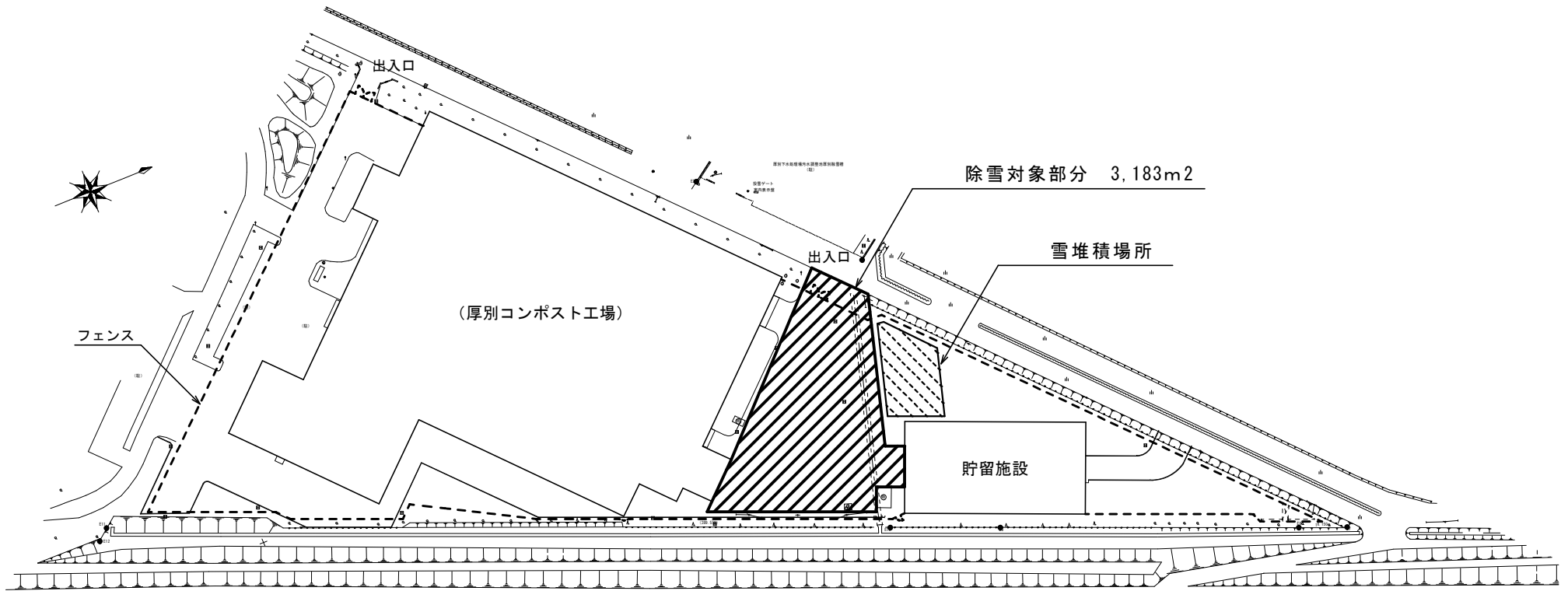


除雪対象部分

1,220m<sup>2</sup>



D:厚別水再生プラザ貯留施設 除雪対象部分図



## 厚別水再生プラザ貯留施設機械警備業務 仕様書

(令和 6・7・8・9 年度共通)

### 1 業務概要

火災並びに不法侵入による盗難及び器物損壊の防止、予防、早期発見等を目的として、厚別水再生プラザ貯留施設において、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）に規定する機械警備業者による機械警備業務を行う。

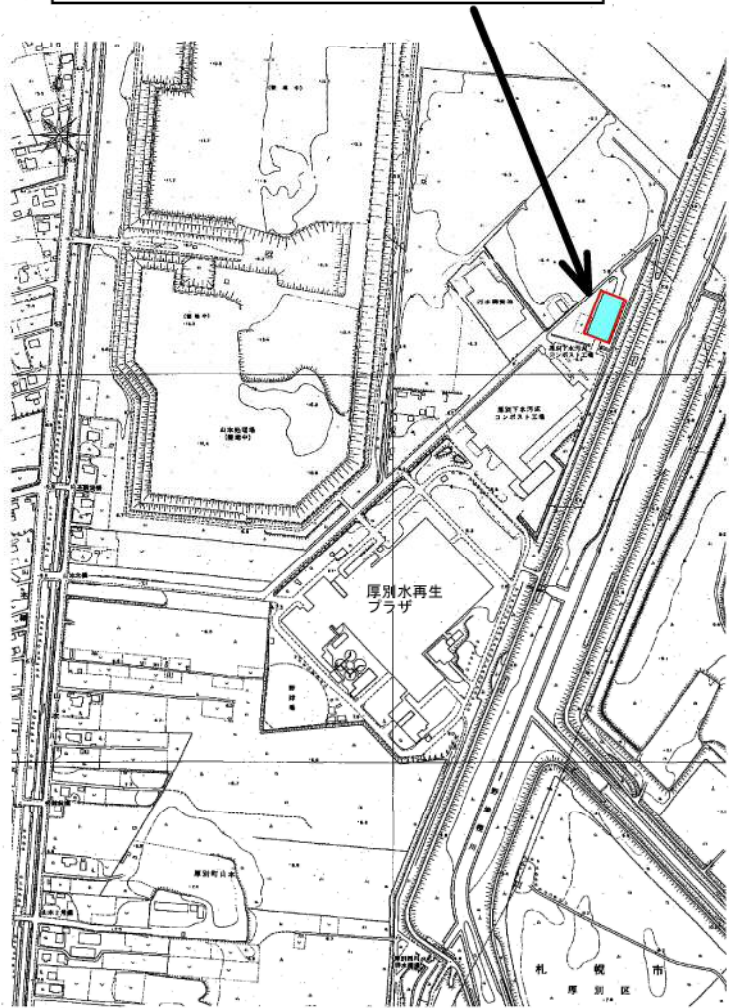
### 2 警備対象施設

厚別水再生プラザ貯留施設（地下 1 階地上 2 階建 機械警備対象面積：1,996 m<sup>2</sup>）

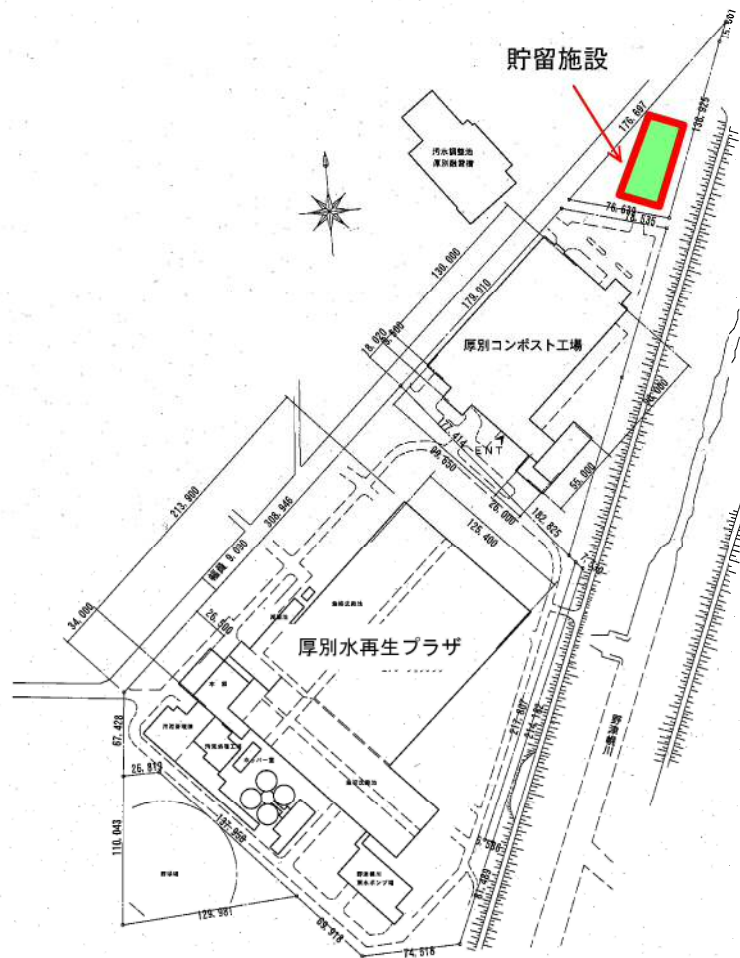
### 3 機械警備業務について

- (1) 札幌市内の事業所において、警備業法第 2 条第 1 項第 1 号に定める警備業務に係る警備業の認定を受け、又は、営業所設置等の届出を行っている機械警備業者（警備業法第 40 条に基づき、北海道公安委員会に機械警備業務開始届出書を提出していること。）が行うこと。
- (2) 機械警備は、機械警備開始操作により機械警備開始信号を機械警備業者の基地局に送信した時点から、機械警備解除操作により機械警備解除信号を受託者の基地局に送信した時点までの間を警備の対象とするが、警備対象施設は無人施設であるため、24 時間連続警備を基本とする、なお、長時間にわたり機械警備開始操作がなされないときは、警備対象施設の状況を確認し、最終退館者が当該操作を失念していることを把握した時点から警備を開始する。
- (3) 機械警備業者は、別添図のとおり、次に掲げる警備機器等を正常に作動させ、施設内の異常の有無を間断なく監視することにより、施設内の安全を確保すること。  
なお、アからウに掲げる機器及びアからオに係る配線等については、既設設備の使用を見込んでいるが、更新等が必要となった場合は委託者に協議すること。  
ア パッシブセンサー（3 か所）  
イ セキュリティコントローラ  
ウ 警戒解除カードスイッチ  
エ 非常通報装置  
オ 警備対象施設の設置機器等と機械警備業者の基地局との通信手段として、警備対象施設の電話回線の使用を認める。
- (4) 機械警備業者は、警備対象施設の異常を感知したときは、遅延なく緊急要員を当該施設に急行させ、施設の内部及び外部周辺を点検し、異常の有無を確認すること。また、火災を感知した場合は、施設への急行と並行して、消防機関へ即時通報すること。なお、警備対象施設において、火災、事件、事故等の異常が発生した場合は、遅延なく関係機関へ報告すること。
- (5) 機械警備業者は、警備機器等の正常な作動を適宜確認するとともに、毎月 1 回保守点検等を行い、故障等により異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講ずること。
- (6) 機械警備業者は、貸与された警備対象施設の鍵を適正に管理するとともに、その複製及び第三者への貸与をしてはならない。
- (7) 機械警備業者がその責に帰すべき事由により、委託者が所有する施設、機器等に損害を与えた場合は、受託者又は当該機械警備業者が修復又は原状回復すること。
- (8) 機械警備業者及び本業務に従事する警備員は、本業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。なお、本業務終了後及び退職後においても同様とする。
- (9) 受託者は必要に応じて、適宜、必要な報告書を機械警備業者に提出させること。

業務場所：札幌市厚別区厚別町山本645番地



位置図 S=1/7,000



配置図 S=1/4,000

役務名 厚別水再生プラザ貯留施設 機械警備業務

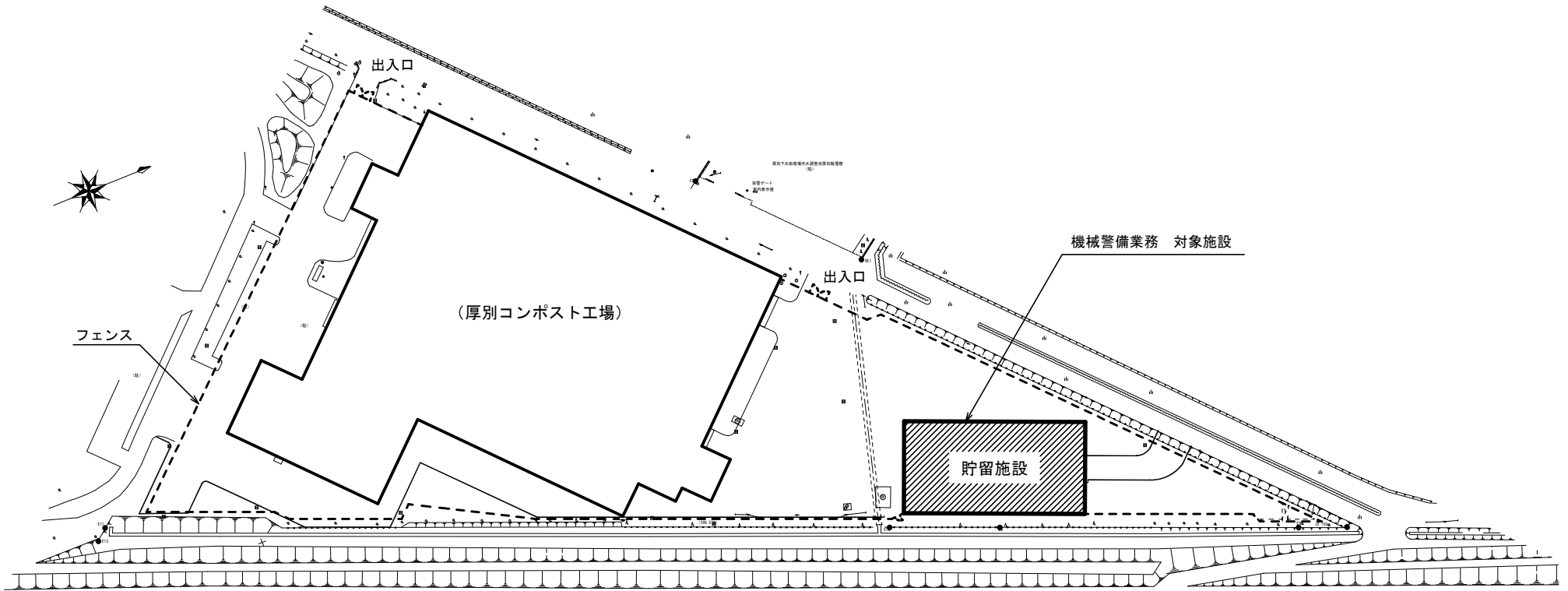
図面名 位置図・配置図

縮尺 1/7,000・1/4,000

図番

1/4

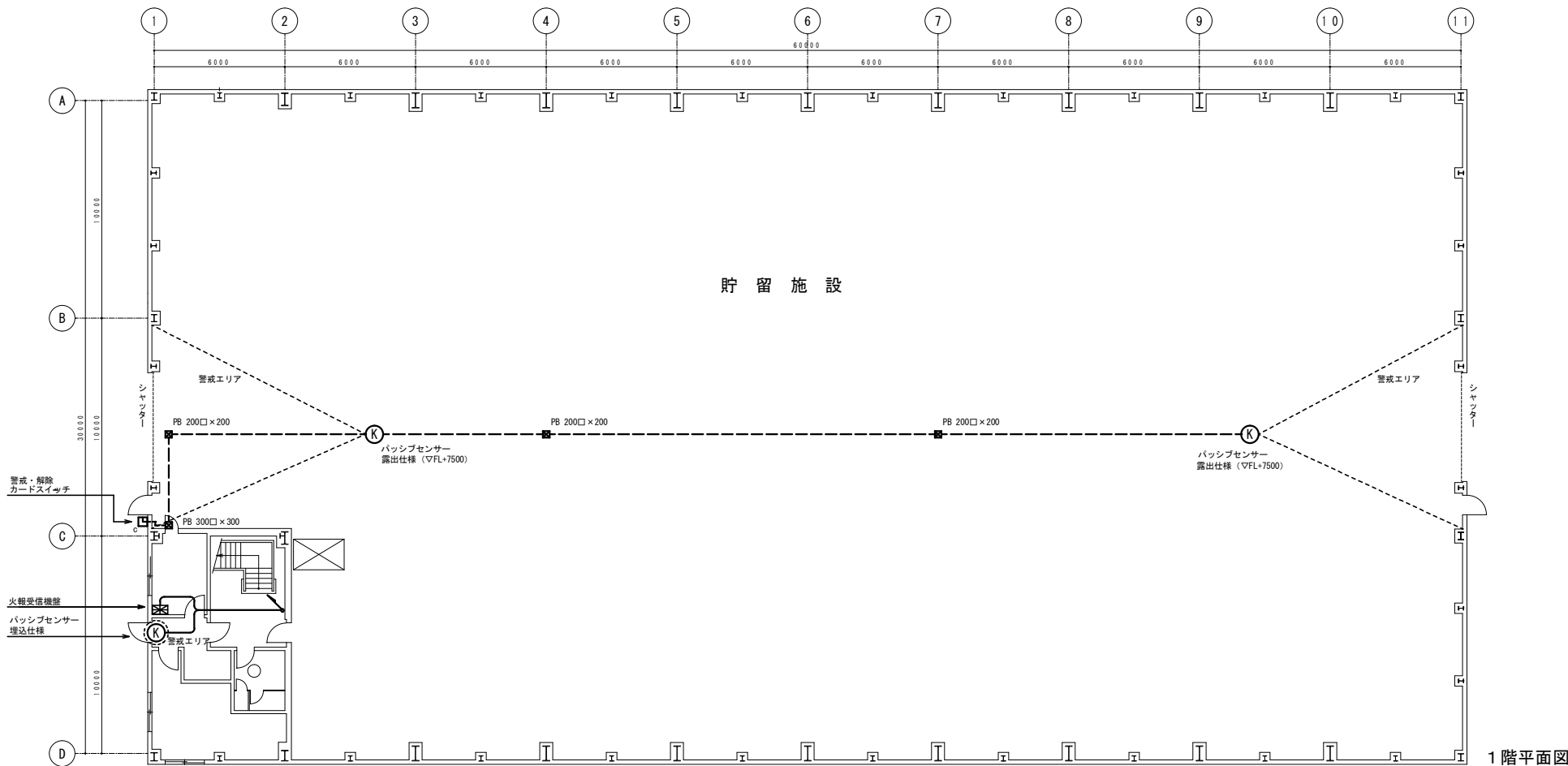
配置図 S=1:700



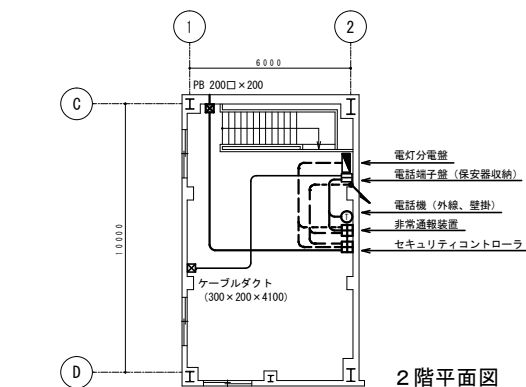
役務名	厚別水再生プラザ 貯留施設 機械警備業務	2 / 4
図面名	配置図	



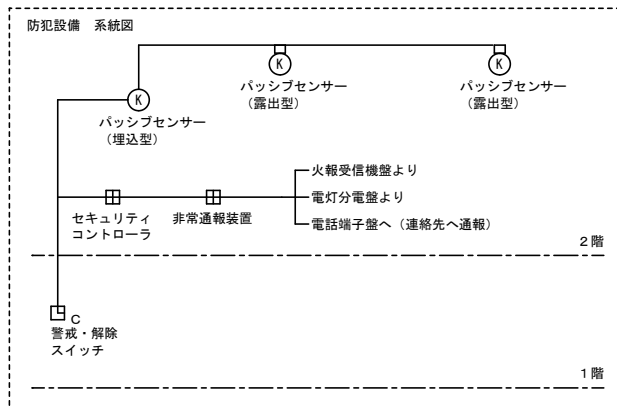
貯留施設



1階平面図



2階平面図



非常通報装置 (アツミ電気株式会社 AMT1110)

区分	内容
構造	壁掛構造
電源	AC100V 50Hz
停電補償	停電時の通線用に6時間以上の停電補償を持つ
適用回線	単独加入電話回線
電話番号登録	2カ所
通報種別	OR/AND

パッシブセンサー (竹中エンジニアリング製 PA-6805B)

区分	内容
検出方式	パッシブインフラレッド方式
電源	機械警備コントローラの電源出力と同様
警戒エリア	スポット警戒 φ4m (最大) 9対
警報出力	無電圧接点、ワンショット動作 (約2秒)

セキュリティコントローラ (竹中エンジニアリング製 C-602)

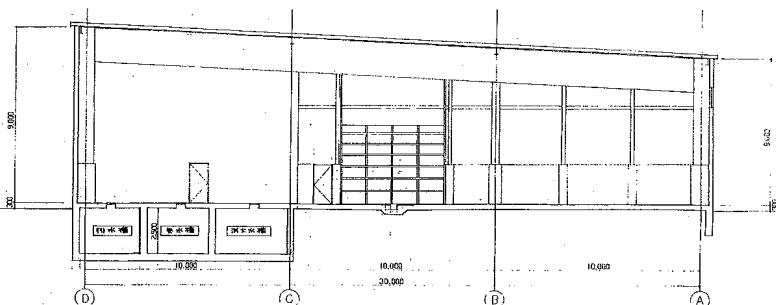
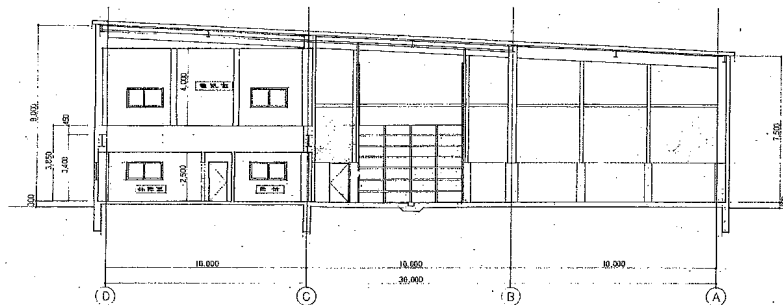
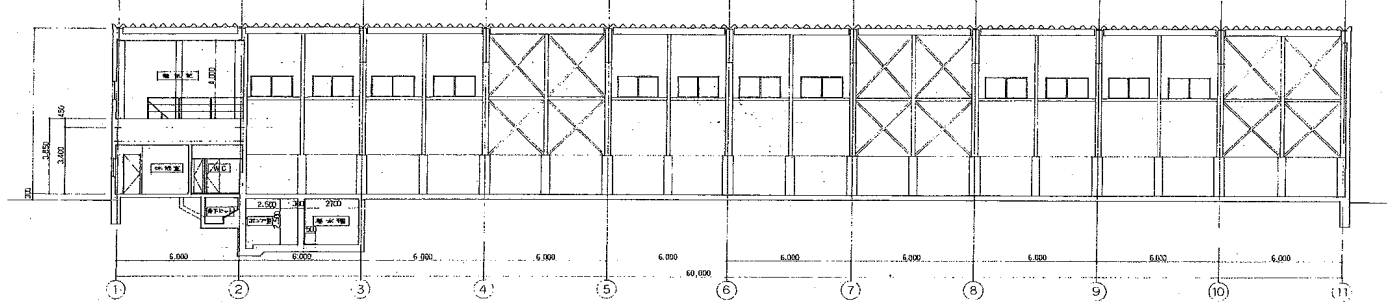
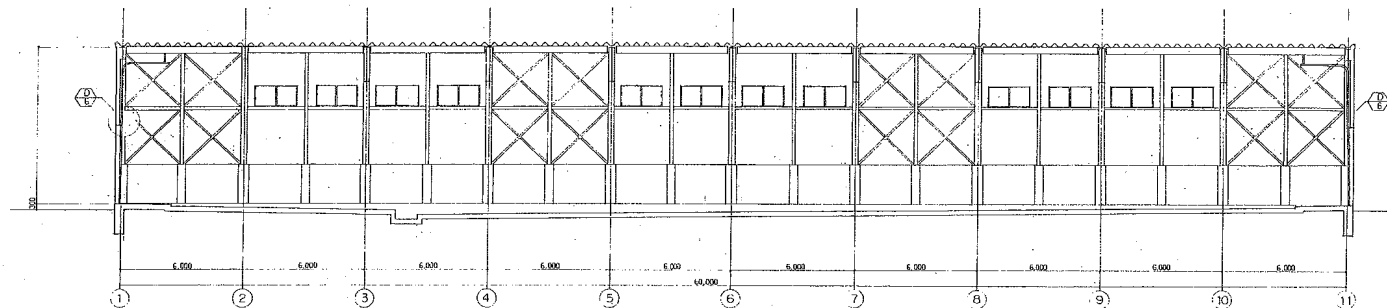
区分	内容
構造	壁掛構造
電源	AC100V 50Hz
電源出力	パッシブセンサー、警戒解除カードキーの電源電圧と同様
入力	侵入2回線、火災・緊急・機器異常 (9バー) 各1回線
出力	総合出力1回線、警戒・解除出力1回線

非接触カードスイッチ (竹中エンジニアリング製 ACS-102)

区分	内容
構造	壁掛構造
電源	機械警備コントローラの電源出力と同様
入力	セット・リセット入力
出力	セット・リセット出力、タンバー出力

●機械警備設備は、全て既設設備である。

役務名	厚別水再生プラザ 貯留施設 機械警備業務	3 / 4
図面名	機械警備設備 平面図	



役務名	厚別水再生プラザ 貯留施設 機械警備業務	4 / 4
図面名	貯留施設 立面図	

## 厚別水再生プラザ飲料用貯水槽清掃業務仕様書

(令和6・7・8・9年度共通)

### 1 業務場所

厚別水再生プラザ 厚別区厚別町山本645番地18

### 2 貯水槽内訳

受水槽 有効容量14.6m<sup>3</sup>

高架水槽 有効容量 2.0m<sup>3</sup>

### 3 作業従事者の健康管理

水道法及び同法施行規則に準じ、感染症の患者（病原体の保菌者を含む）は作業に従事させないこと。

### 4 業務内容

以下の手順で専門業者による清掃を行うこと。

- (1) 槽周辺の清掃をすること。
- (2) 槽上部の清掃をすること。
- (3) 水道引込管、揚水管、吹込管及び排水管の弁を必要に応じて開閉すること。
- (4) 揚水ポンプ等で槽内の水を排水すること。
- (5) 槽内をきれいに洗浄し、その際には高圧洗浄機・タワシ等を適切に使用すること。
- (6) 槽内水分等をウェスできれいに拭き取ること。
- (7) 消毒は次亜塩素酸ナトリウム(50～100ppm)を噴霧し、必ず30分間以上放置した後、洗浄水で十分に洗浄すること。
- (8) 上記(5)、(6)、(7)を繰り返し、併せて2回行なうこと。
- (9) 消毒に用いた排水は、確実にタンク外へ排除すること。
- (10) 清掃作業完了後は、開閉した弁を元に戻し、必ず確認すること。また、槽のボールタップの位置を確認するなど、水位調整等の装置が適正に機能することを確認すること。
- (11) 水張りを行う際、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにすること。
- (12) 水張り終了後、各槽出口及び末端給水栓の飲料水について、遊離残留塩素、色度、濁度、味、臭気の5項目について水質試験を行ない、以下の基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。
  - ・遊離残留塩素：0.2ppm以上
  - ・色度：5度以下
  - ・濁度：2度以下
  - ・味：異常でないこと
  - ・臭気：異常でないこと

(13) 各槽内部について、清掃作業前、清掃作業完了後のそれぞれの写真を撮影すること。

## 5 注意事項

- (1) 作業衣は、作業直前にクリーニングしたもの又は次亜塩素酸ナトリウムで消毒したものを着用し、槽内に入る前に必ず手足、長靴等を消毒すること。
- (2) 作業は、給水タンクの清掃を先に行なうこと。
- (3) 作業時は、必ず排気ファンを使用すること。
- (4) 消毒に用いる次亜塩素酸ナトリウムは、日本水道協会 水道用次亜塩素酸ナトリウム規格に適合するものを使用すること。

## 厚別水再生プラザ給水設備水道水水質検査業務 仕様書

(令和6・7・8・9年度共通)

### 1 業務概要

飲料水を供給する給水設備についての管理基準を定めた「札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱（平成7年3月31日札幌市衛生局長決裁）」及び「札幌市簡易専用水道指導要領（平成7年3月31日札幌市衛生局長決裁）」に基づき、水道水を供給する給水設備のある施設において専門業者による検査を行い、管理基準の適合状況を評価する。

### 2 採水場所（検体数）

厚別区厚別町山本 645 番地 18 厚別水再生プラザ（1 検体）

### 3 業務内容

上記2の末端給水栓から採取した水の検査を行い、検査結果の報告書を提出する。

#### (1) 検査時期

日程については委託者と調整すること。

#### (2) 検査項目・検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）によって、次の項目を検査する。

- ・化学検査：亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度
- ・細菌検査：一般細菌、大腸菌

## 厚別水再生プラザ簡易専用水道定期検査業務 仕様書

(令和6・7・8・9年度共通)

### 1 業務概要

水道法第34条の2第2項の規定に基づき、簡易専用水道の維持管理について、厚生労働大臣の登録を受けた機関による検査を行うものである。

### 2 検査場所

厚別区厚別町山本 645 番地 18 厚別水再生プラザ

### 3 簡易専用水道内訳

受水槽 有効容量 14.6 m<sup>3</sup>

高架水槽 有効容量 2.0 m<sup>3</sup>

### 4 業務内容

上記2に設置している簡易専用水道（上記3）について、水道法施行規則第56条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第262号）によって検査を行い、簡易専用水道検査結果書を提出する。なお、検査日程については、委託者と調整すること。

## 厚別水再生プラザ発電施設ばい煙測定業務 仕様書

(令和6・7・8・9年度共通)

## 1 業務概要

大気汚染防止法第16条の規定に基づき、水再生プラザに設置されているばい煙発生施設において、大気汚染防止法施行規則第15条で定める方法により、専門業者がばい煙量又はばい煙濃度を測定し、排出基準の適合状況を評価した報告書を作成する。

## 2 業務場所

厚別水再生プラザ 札幌市厚別区厚別町山本 645 番地 18

## 3 業務量

## (1) 対象施設及び測定回数

施設名	ばい煙発生施設の種類	施設数	測定回数		
			上期	下期	計
厚別水再生プラザ	ディーゼル機関 (自家用発電機1号)	1	1	1	2

## (2) 測定項目（測定方法）

①ばいじん濃度（JIS Z8808 に定める方法）

②硫黄酸化物量（JIS K0103（濃度）、Z8808（排出ガス量）に定める方法）

③窒素酸化物濃度（JIS K0104 に定める方法）

※上記①～③のいずれも、温度、酸素濃度等、算出に必要な諸項目の数値測定を含む。

※硫黄酸化物量については、基準値算出のためのガス流量等必要な項目の数値測定を含む。

※煙突高さ等の算出に必要な各設備のデータについては、委託者から提供する。

## 4 報告書

各測定毎に、次の事項を含む報告書を提出すること。

ア 測定結果一覧表： 測定年月日、施設名、対象施設の種類、使用燃料、基準酸素濃度、各規制物質の基準値及び測定濃度を一覧としたもの

イ 計量証明書

ウ 測定状況を示す写真

エ 排ガス組成、水分量、流速などの測定記録

オ 排ガス量計算記録及び各測定物質の濃度等測定記録

カ 硫黄酸化物量排出基準値及び燃料使用基準値の計算表

キ 大気汚染防止法に定めるばい煙等測定記録表

ク その他委託者が必要と認めるもの

## 5 留意事項

(1) 測定時期については、上期分は9月30日までに、下期分は翌年2月28日までに試料採取すること。

(2) 複数の設備が同一施設に設置されていることがあるので、測定対象設備をよく確認して

試料採取等を行うこと。

- (3) 対象設備は、定期整備、計画停電等で稼動できないことも考えられるので、受注後すみやかに試料採取の日程調整を行なうこと。